

令和3年度 担当者研修（後期）

厚生労働省 社会・援護局

地域福祉課生活困窮者自立支援室

就労支援専門官 佐藤 公治

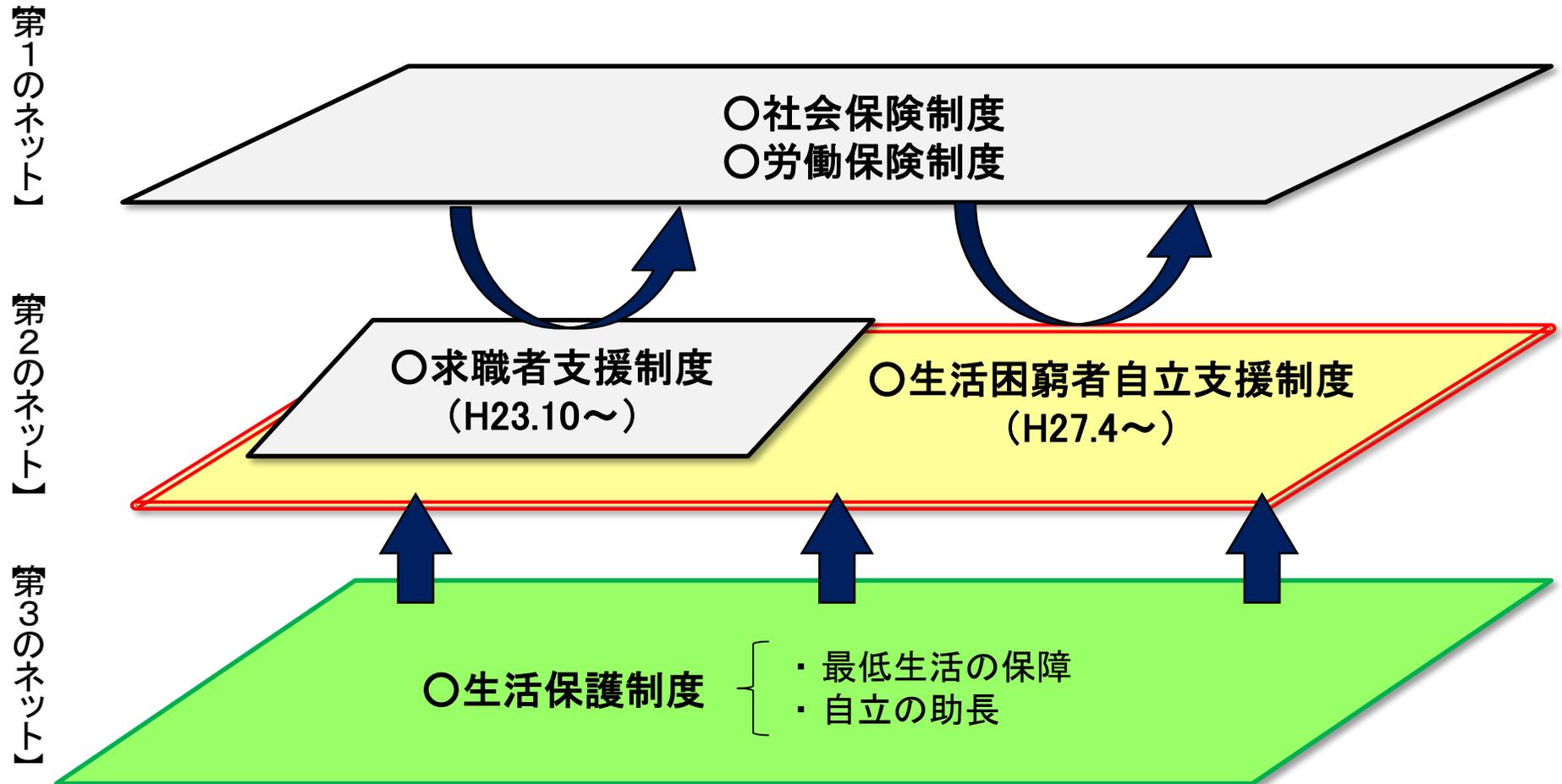
Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

生活困窮者の現状



生活に困窮する者に対する重層的なセーフティネット

最後のセーフティネットである生活保護制度及び生活保護に至る前の段階での自立を支援する生活困窮者支援制度により、生活に困窮する者に対して、重層的なセーフティネットを構成している。



生活困窮者自立支援制度の理念

※以下に掲げた制度の意義、めざす目標、具体的な支援のかたちは、いずれも本制度の「理念」とされている。

1. 制度の意義

本制度は、生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」を全国的に拡充し、包括的な支援体系を創設するもの。

2. 制度のめざす目標

(1)生活困窮者の自立と尊厳の確保

- ・本制度では、本人の内面からわき起こる意欲や想いが主役となり、支援員がこれに寄り添って支援する。
- ・本人の自己選択、自己決定を基本に、経済的自立のみならず日常生活自立や社会生活自立など本人の状態に応じた自立を支援する。
- ・生活困窮者の多くが自己肯定感、自尊感情を失っていることに留意し、尊厳の確保に特に配慮する。

(2)生活困窮者支援を通じた地域づくり

- ・生活困窮者の早期把握や見守りのための地域ネットワークを構築し、包括的な支援策を用意するとともに、働く場や参加する場を広げていく。(既存の社会資源を活用し、不足すれば開発・創造していく。)
- ・生活困窮者が社会とのつながりを実感しなければ主体的な参加に向かうことは難しい。「支える、支えられる」という一方的な関係ではなく、「相互に支え合う」地域を構築する。

3. 新しい生活困窮者支援のかたち

(1)包括的な支援...生活困窮者の課題は多様で複合的である。「制度の狭間」に陥らないよう、広く受け止め、就労の課題、心身の不調、家計の問題、家族問題などの多様な問題に対応する。

(2)個別的な支援...生活困窮者に対する適切なアセスメントを通じて、個々人の状況に応じた適切な支援を実施する。

(3)早期的な支援...真に困窮している人ほどSOSを発することが難しい。「待ちの姿勢」ではなく早期に生活困窮者を把握し、課題がより深刻になる前に問題解決を図る。

(4)継続的な支援...自立を無理に急がせるのではなく、本人の段階に合わせて、切れ目なく継続的に支援を提供する。

(5)分権的・創造的な支援...主役は地域であり、国と自治体、官と民、民と民が協働し、地域の支援体制を創造する。

「生活困窮者」とは？

※ 平成26年5月20日付「新たな生活困窮者自立支援制度に関する質疑応答集」問1を改編

1. 法の対象となる「生活困窮者」とは、「就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」(法第3条第1項)。

2. その上で、自立相談支援事業においては、相談事業の性格上、資産・収入に関する具体的な要件を設けるものではなく、複合的な課題を抱える生活困窮者がいわゆる「制度の狭間」に陥らないよう、できる限り幅広く対応することが必要。

※ また、生活困窮者の中には、社会とのつながりが薄れ、自らサービスにアクセスできない者も多いことから、

- ・ 対象者の把握は、アウトリーチも含め早期支援につながるよう配慮するとともに、
- ・ 地域から孤立したままでは、課題の解決は困難となることも考えられることから、孤立状態の解消などにも配慮することが重要。

3. 一方、自立相談支援機関での対応可能な範囲を超えないよう、支援は当該自立相談支援機関のみが担うのではなく、法に定める各種事業、法外の関連事業、インフォーマルな取組などと連携することが重要。

相談は幅広く受け付けた上でその後の支援については、自立相談支援機関が調整機能を適切に担いつつ、他の適切な支援機関につないでいくことやチームとして支援。

また、既存の社会資源では生活困窮者の課題に対応できない場合には、地域における関係者との協議を通じて、新たな社会資源を開発していくことが求められる。

生活困窮者自立支援法の主な対象者

- 生活困窮者は、既に顕在化している場合と、課題を抱えてはいるが見えにくい場合とがあり、法の施行に当たっては、この2つの視点で捉えていくことが重要。
- 複合的な課題を抱える生活困窮者がいわゆる「制度の狭間」に陥らないよう、できる限り幅広く対応する必要がある。

※それぞれは重複もある

フリーランス

解雇等にあつた
非正規労働者

福祉事務所来訪者の
うち生活保護に
至らない者

約30万人 (H29・厚生労働省
推計)

ホームレス

約0.3万人 (R2・ホームレスの
実態に関する全国調査)

経済・生活問題を
原因とする自殺者

約0.3万人 (R2・自殺統計)

離職期間
1年以上の
長期失業者
約53万人 (R1・労
働力調査)

ひきこもり状態に
ある人

- ・15～39歳までの者 約18万人
(H27・内閣府推計による「狭義
のひきこもり」)
- ・40～64歳までの者 約37万人
(H30・内閣府推計による「狭義
のひきこもり」)

個人事業主

(参考) 住居確保給付金
の受給者のうち「自営」
の割合: 21.8% (※1)

スクール・ソーシャル・ワーカーが支援している子ども

約10万人 (H29)

社会的孤立

(参考) 5.1% (※2)

税や各種料金の滞納者、多重債務者等

地方税滞納率 0.7% (R1・総務省統計データ)、国保保険料滞納世帯数約245万世帯
(R1・厚生労働省保険局国民健康保険課調べ)、無担保無保証借入3件以上の者約121
万人 (R1.6末現在・(株)日本信用情報機構統計データ)

外国籍

見え
にくい

既に
顕在化

(※1) 令和2年度居住支援の強化に向けた調査研究報告書(全国居住支援法人協議会)において、2020年5月に住居確保給付金の支給決定した者から抽出した1257人のうち「主たる生計維持者の勤務形態」が「自営」と答えた割合。

(※2) 令和2年度社会福祉推進事業「社会的孤立の実態・要因等に関する調査分析等研究事業報告書」(みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社)において、会話欠如型、受領的サポート欠如型(狭義)、提供的サポート欠如型のいずれかに該当する者の割合。

生活困窮者自立支援制度の概要

H31年度予算:438億円 R2年度予算:487億円

R3年度予算:550億円※重層的支援体制整備事業分を含む

R4年度予算:594億円 ※重層的支援体制整備事業分を含む

包括的な相談支援

◆自立相談支援事業

(全国906福祉事務所設置自治体で1,371機関(令和3年4月時点) 国費3/4)

〈対個人〉

・生活と就労に関する支援員を配置し、ワンストップ型の相談窓口により、情報とサービスの拠点として機能

・一人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援計画(プラン)を作成

〈対地域〉

・地域ネットワークの強化・社会資源の開発など地域づくりも担う

◆福祉事務所未設置町村による相談の実施

・希望する町村において、一次的な相談等を実施 国費3/4

◇アウトリーチ等の充実

ひきこもりなどの社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方に対するアウトリーチなど、自立相談支援機関における機能強化 国費10/10

◆都道府県による市町村支援事業

国費1/2

・市等の職員に対する研修、事業実施体制の支援、市域を越えたネットワークづくり等を実施

◇企業開拓・マッチング支援

国費10/10

・就労体験や訓練を受け入れる企業等の開拓・マッチング

本人の状況に応じた支援(※)

居住確保支援

再就職のため居住の確保が必要な者

◆住居確保給付金の支給

・就職活動を支えるため家賃費用を有期で給付 国費3/4

就労支援

就労に向けた準備が必要な者

◆就労準備支援事業

・一般就労に向けた日常生活自立・社会自立・就労自立のための訓練
※就労のみならず居場所づくりなど幅広い社会参加を支援する機能の明確化 (R2)(就労準備支援事業を1年を超えて利用できるケースの明確化(省令改正))(事項) 国費2/3

なお一般就労が困難な者

柔軟な働き方を必要とする者

◆認定就労訓練事業(いわゆる「中間的就労」)

・直ちに一般就労が困難な者に対する支援付きの就労の場の育成(社会福祉法人等の自主事業について都道府県等が認定する制度)

農業分野等との連携強化事業

就労体験や訓練の場の情報収集・マッチングのモデル事業(国事業)

就労に向けた準備が一定程度整っている者

◇生活保護受給者等就労自立促進事業

・一般就労に向けた自治体とハローワークによる一体的な支援

緊急的な支援

緊急に衣食住の確保が必要な者

◆一時生活支援事業

・住居喪失者に対し一定期間、衣食住等の日常生活に必要な支援を提供シェルター等利用者や居住に困難を抱える者に対する一定期間の訪問による見守りや生活支援
・地域居住支援事業における居住支援法人との連携強化(事項) 国費2/3

家計再建支援

家計から生活再建を考える者

◆家計改善支援事業

・家計の状況を「見える化」するなど家計の状況を把握することや利用者の家計の改善の意欲を高めるための支援(貸付のあっせん等を含む) 国費1/2,2/3

子ども支援

貧困の連鎖の防止

◆子どもの学習・生活支援事業

・生活保護世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもに対する学習支援
・生活困窮世帯の子ども・その保護者に対する生活習慣・育成環境の改善、教育及び就労に関する支援等 国費1/2

その他の支援

◇関係機関・他制度による支援

◇民生委員・自治会・ボランティアなどインフォーマルな支援

◇就労準備支援事業等の実施体制の整備促進(国費10/10) 等 6

※ 法に規定する支援(◆)を中心に記載しているが、これ以外に様々な支援(◇)があることに留意

生活困窮者自立支援制度における支援状況調査 集計結果(平成27年4月～令和3年3月)

【平成27年度～令和2年度】

- 施行後6年間での新規相談受付件数(延べ件数)は、約195.0万件。
- そのうち、継続的な支援のためプランを作成した件数は約49.0万件。
- 包括的な支援の提供により、約19.3万人が就労・増収につながった。

【令和2年度】

- 新規相談受付件数とプラン作成件数について、新型コロナの影響により急激に増加している。

【参考】国の目安値(人口10万人・1ヶ月当たり)・経済・財政再生計画改革工程表KPI

	H27年度 目安値	H28年度 目安値	H29年度 目安値	H30年度 目安値	現KPI(令和1～3年度)
新規相談 受付件数	20件	22件	24件	26件	年間25万人 →人口10万人・1ヶ月当りに換算すると16件
プラン作成 件数	10件	11件	12件	13件	新規相談件数の50%
就労支援 対象者数	6件	7件	7件	8件	プラン作成件数の60%
就労・増収率	40%	42%	70%	75%	75%
ステップ アップ率	—	—	80%	90%	プラン作成者のうち自立に向けた 改善が見られた者の割合90% (※令和元年度 85%、令和2年度82%)

支援状況調査集計結果(H27.4～R2.3)

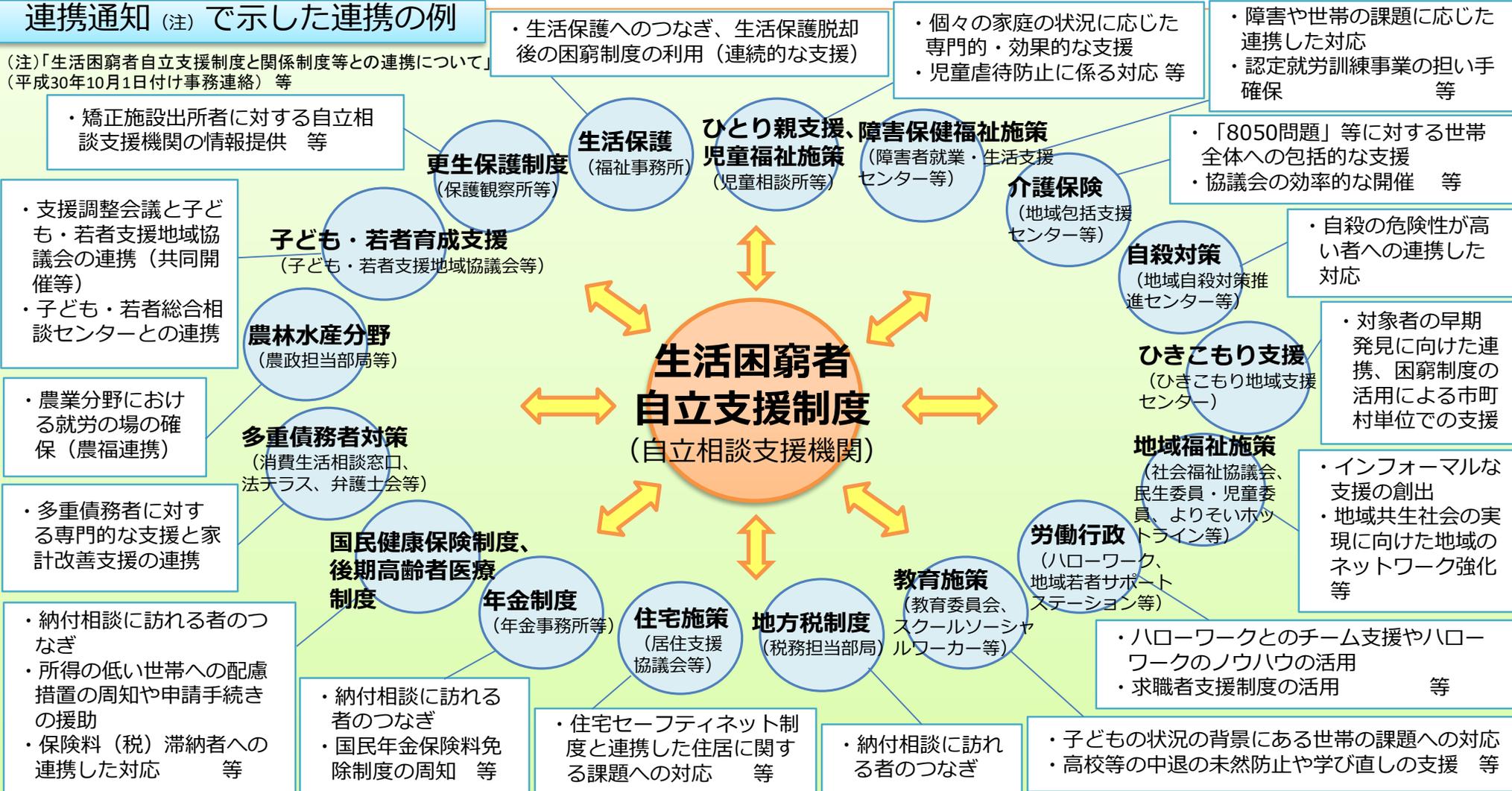
年度	新規相談受付件数		プラン作成件数		就労支援対象者数		就労者数		増収者数		就労・増収率 =(②+③)/①
		人口 10万人 あたり		人口 10万人 あたり	①	人口 10万人 あたり		うち 就労支援対象 プラン作成者分 ②		うち 就労支援対象 プラン作成者分 ③	
H27	226,411	14.7	55,570	3.6	28,207	1.8	21,465	—	6,946	—	—
H28	222,426	14.5	66,892	4.3	31,970	2.1	25,588	17,836	7,199	4,878	71%
H29	229,685	14.9	71,293	4.6	31,912	2.1	25,332	17,958	6,390	4,414	70%
H30	237,665	15.5	77,265	5.0	33,969	2.2	25,001	16,333	9,031	5,079	63%
R1	248,398	16.2	79,429	5.2	35,431	2.3	25,212	16,717	8,650	4,890	61%
R2	786,163	51.4	139,060	9.1	76,100	5.0	20,659	14,502	11,902	5,924	27%

生活困窮者自立支援制度における他制度との連携について

- 生活困窮者自立支援制度においては、自立相談支援事業を中核に、他制度と連携しつつ、本人の状態像に応じたきめ細かい支援を実施することが重要である。また、支援を必要とする方に確実に支援を届けるというアウトリーチの観点から、関係機関が生活困窮の端緒となる事象を把握した場合には、自立相談支援事業等の利用勧奨を行うことが必要である。
- さらに、地域資源の開発に当たっても、他制度のネットワークや他機関と連携することが重要である。

連携通知(注)で示した連携の例

(注)「生活困窮者自立支援制度と関係制度等との連携について」(平成30年10月1日付け事務連絡)等

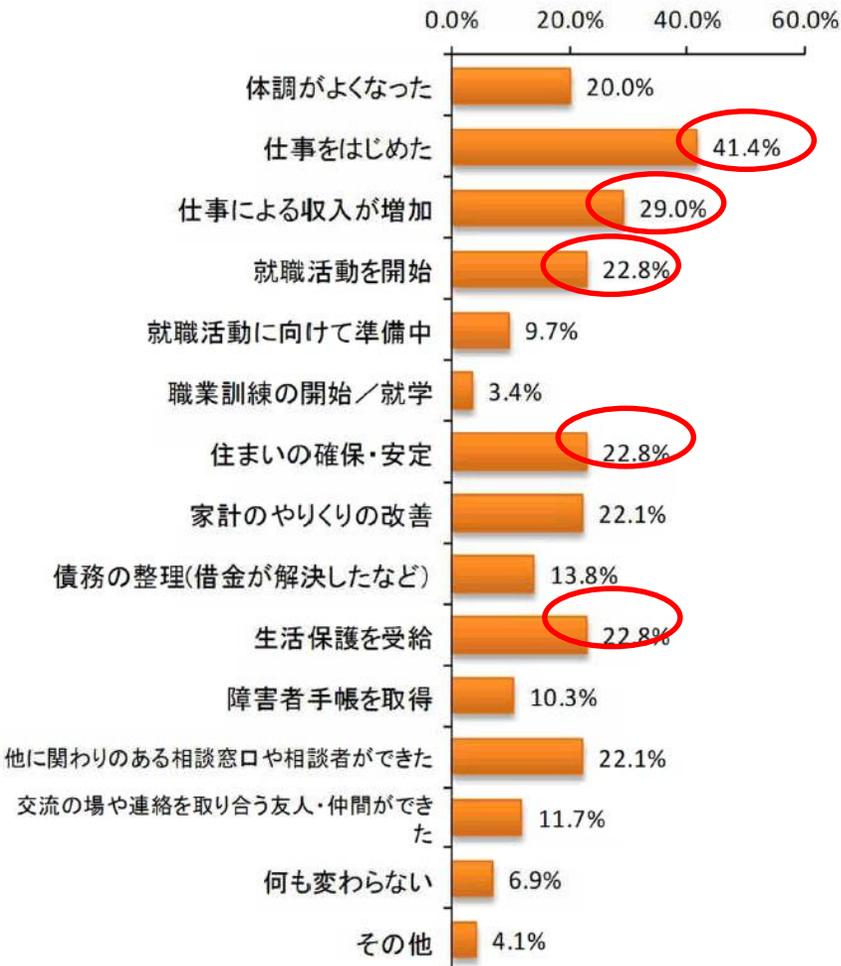


※上記の例にとどまらず、本人の自立支援に資する他制度と連携した支援のあり方については国や自治体において引き続き検討していく。

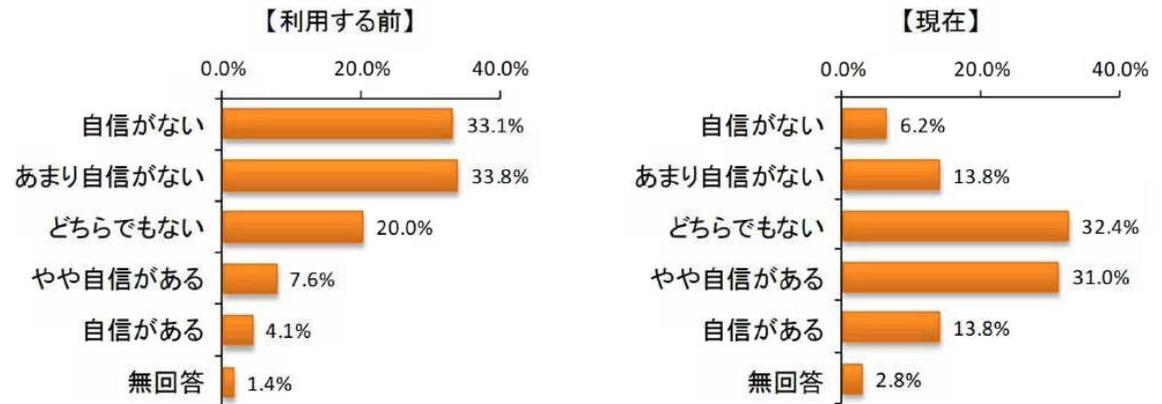
生活困窮者自立支援制度の利用者の声①

生活困窮者自立支援制度における支援効果の評価に向けた利用者意見の収集・分析に関する調査研究報告書平成30年3月一般社団法人北海道総合研究調査会

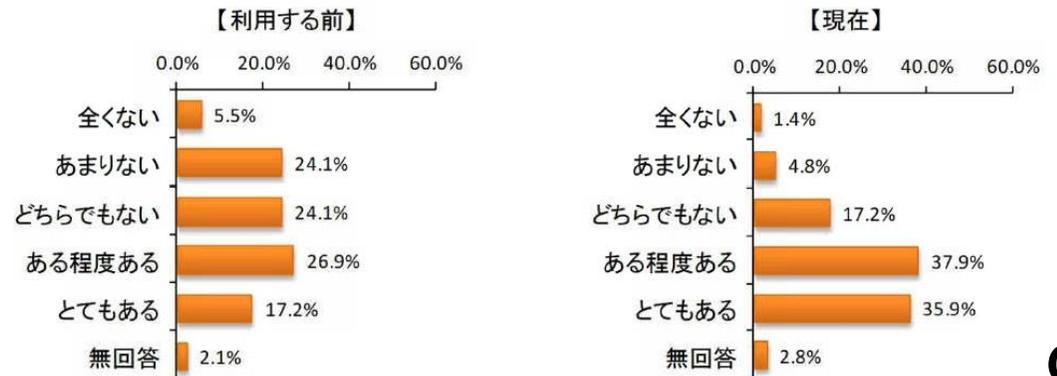
○相談窓口にご相談したことによって状況がどのように変化したか



○自分に対する気持ちが、相談窓口を「利用する前」と「現在」を比べて「好転」している割合は64.8%



働くことや日常生活、活動などへの意欲が、相談窓口を「利用する前」と「現在」を比べて「好転」している割合は53.8%



生活困窮者自立支援制度の利用者の声②

生活困窮者自立支援制度における支援効果の評価に向けた利用者意見の収集・分析に関する調査研究報告書
平成30年3月一般社団法人北海道総合研究調査会

○どんなサポートが、あなたの悩みや不安の解決に役立ちましたか

- ここに来たことで元気付けられましたね。「●●さん(利用者)、大丈夫ですよ。協力させてもらいますから」と言ってくれるんでね、こっちも「よし、頑張ろうー！」という気持ちになりましたよ。
- 最初の時に、食べ物とか提供してくれたりして、そういう物資の提供もありがたかったですが、「いま一番つらいときですよね」というようなお声かけがありがたかったし、嬉しかったです。
- 住居確保給付金の手続きとか、食べ物の提供、求職活動支援、弁護士への債務整理の相談など 全てに相談員が付き添ってくれたことも心強かったです。

○相談窓口を利用した感想をお聞かせください。

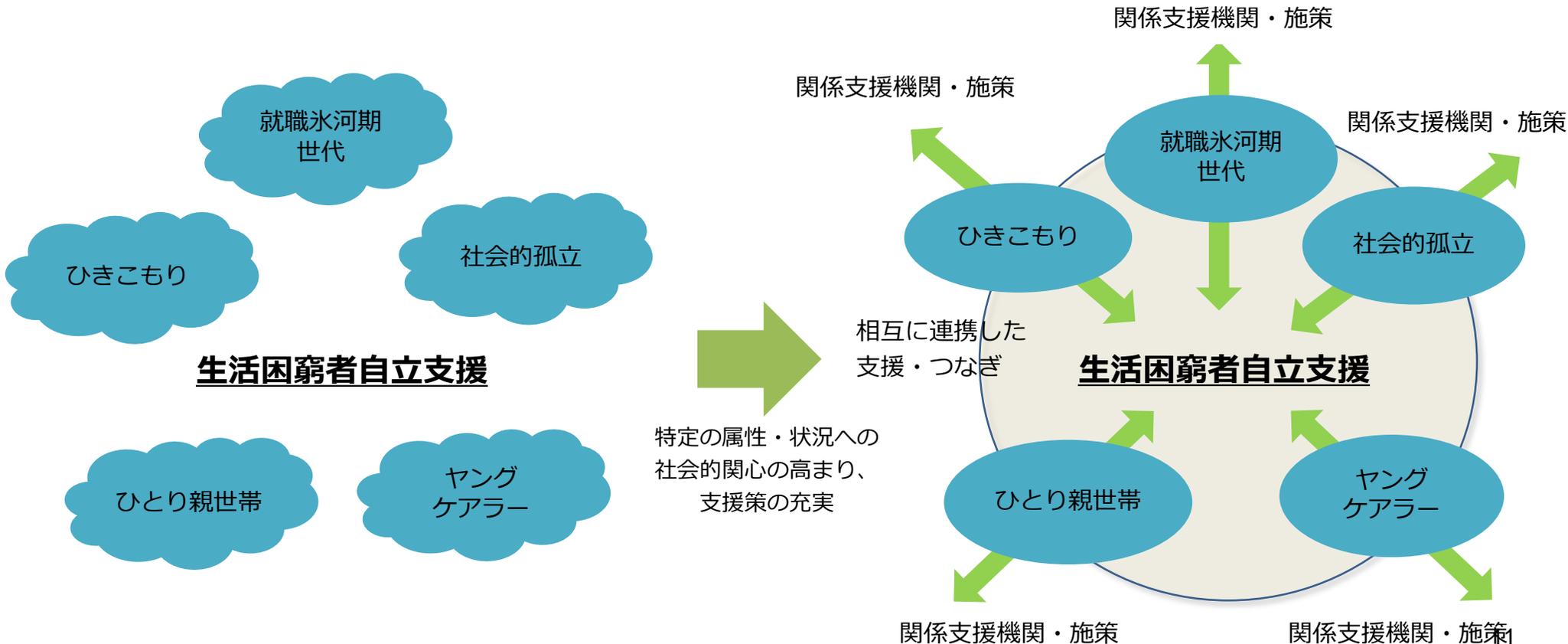
- 良かったことは全部なんですけど、本当に、なんていうか、生きてていいんだって思えた。なんですかね、何て言ったらいいかわからないけど。生きる術があるんだと教えてもらって。「頼れない人が頼ってもいい場所」だったことがすごい良かった。

○相談員と一番最後に連絡をとった時の状況を教えてください。

- 何とか生活がまわっているという電話をこちらからかけた際、喜んでくださって、励ましてくれました。本当に命助けてもらったと思っています。電話の際も、* *さんは(相談員:引用者注)いつもと同じ様子で穏やかに「頑張りましたね」というようなことを言ってくれました。聞いていて電話口で涙が出ました。有り難いな、頑張ろう、という気持ちになりました。

生活困窮者自立支援制度と関連施策との関係性

- 平成27年に生活困窮者自立支援法が施行されて以降も、「就職氷河期世代」「孤独・孤立」「ヤングケアラー」といった、特定の属性・状況に着目した支援策が取りまとめられてきた。
- 生活困窮者自立支援制度は、特定の属性・状況にとどまらず、それらが複合的に絡み合っている場合も含めた「生活困窮」を対象としているものである。生活困窮者自立支援にあたっては、自立相談支援機関等がこうした特定の属性・状況に着目した重点的な支援策の状況をリアルタイムで把握するとともに、それぞれの関係機関等にも困窮制度を周知することで、相互に支援や適切なつなぎに活用できる仕組み（研修や国からの連携した周知等）が重要ではないか。

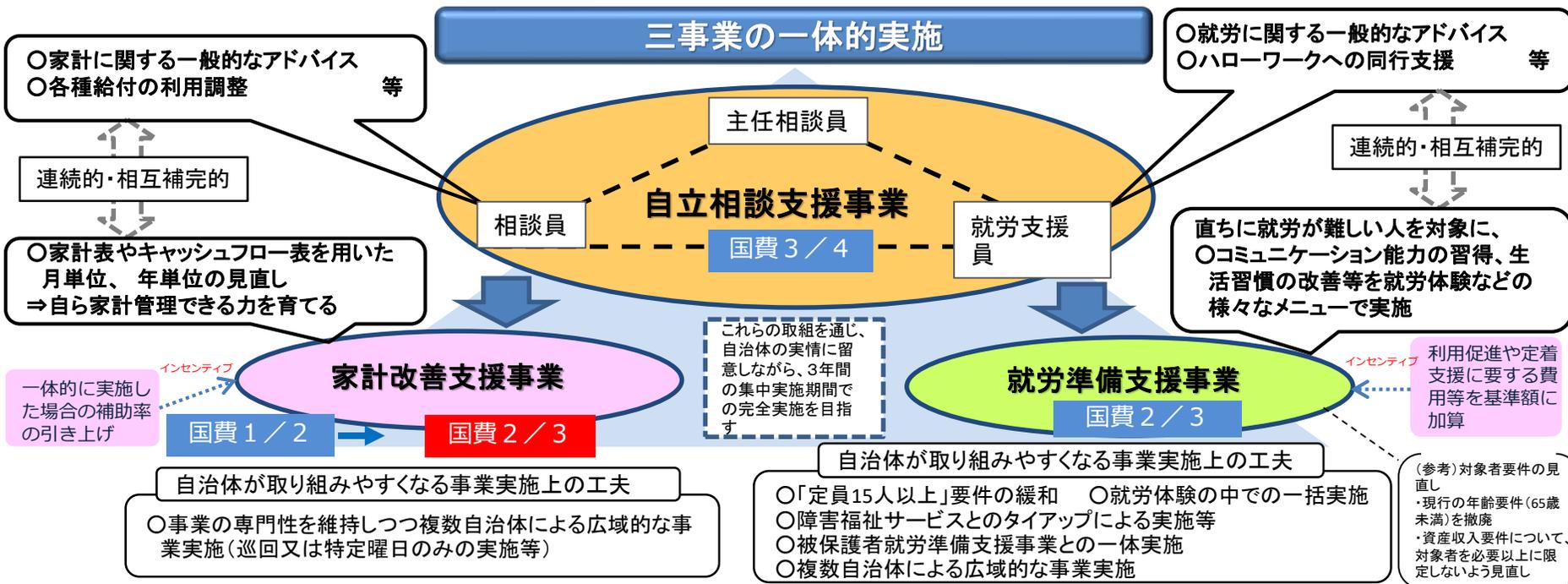


任意事業の実施及び活用の促進

1. 自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の一体的実施の促進

- ・ 就労準備支援事業と家計改善支援事業について、自立相談支援事業と併せて一体的実施を促進するため、以下を講ずる。
 - ① 就労準備支援事業と家計改善支援事業について、その実施を努力義務とする。
 - ② 国は、両事業の適切な推進を図るために必要な指針を策定し、事業実施上の工夫等を図る。
 - ③ 両事業が効果的かつ効率的に行われている一定の場合には、家計改善支援事業の補助率を引き上げる(1/2→2/3)。

※ 就労準備支援事業については、生活困窮者の利用促進につながるようなインセンティブを補助の仕組みとして設ける。



※ 一定の実施の要件

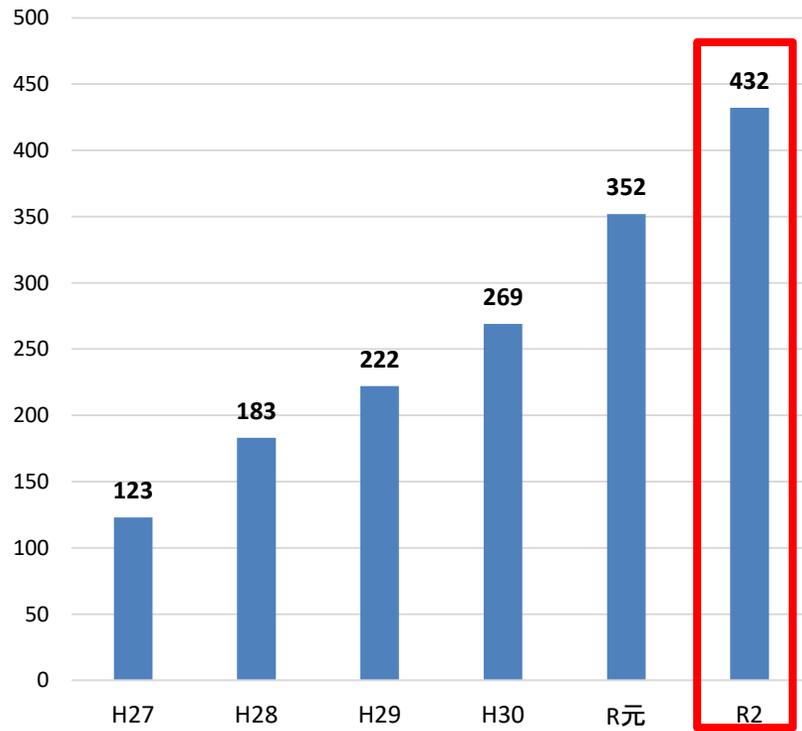
「就労準備支援事業及び家計改善支援事業との緊密な連携を図る体制が確保されている場合」等を要件としており、具体的には、「生活困窮者に対する自立支援計画の協議に、就労準備支援事業及び家計改善支援事業の実施者も参画していること」としている。ただし、三事業の委託先が同一であることは求めない。

実施状況

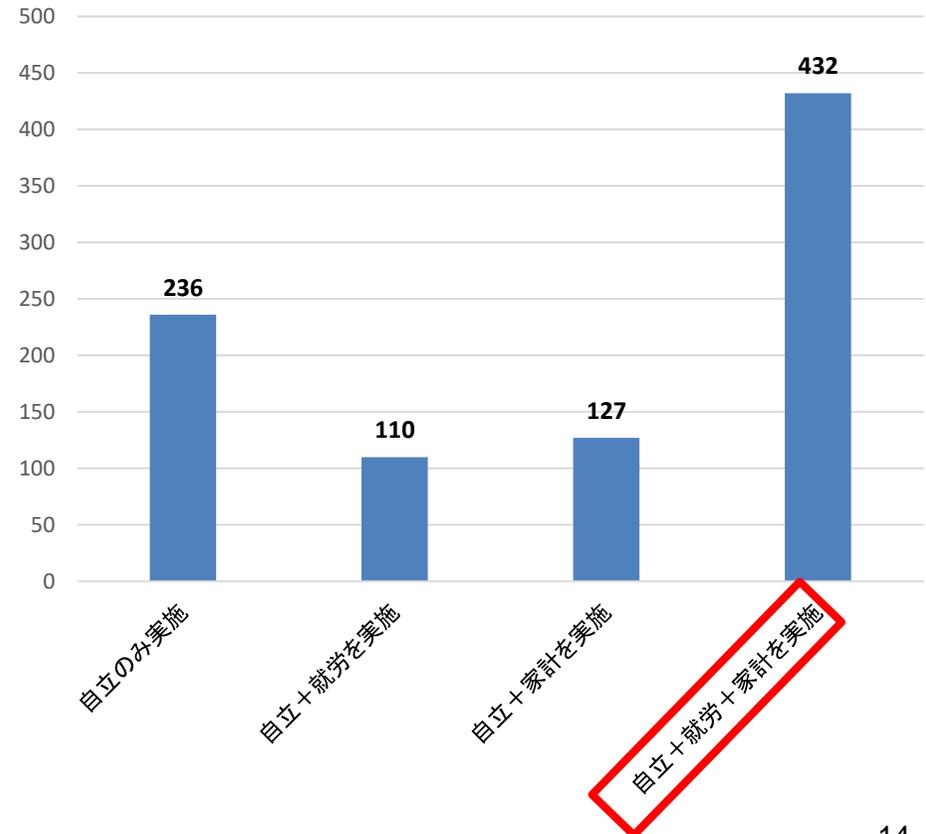
- 就労準備支援事業・家計改善支援事業の両事業を実施している割合は増加しており、令和2年度においては432自治体が両事業実施している。

事業実施自治体数の推移

自立+就労+家計の実施自治体数(年度別)



令和2年度の実施状況



任意事業の実施状況 (※実施予定を含む)

- 令和2年度の任意事業の実施自治体数は、前年度の実施自治体数と比較して徐々に増加している。
- 就労準備支援事業、家計改善支援事業の実施率は令和2年度に60%を超えた。

平成30年改正で努力義務化

(n=905)

就労準備支援事業



一時生活支援事業



家計改善支援事業



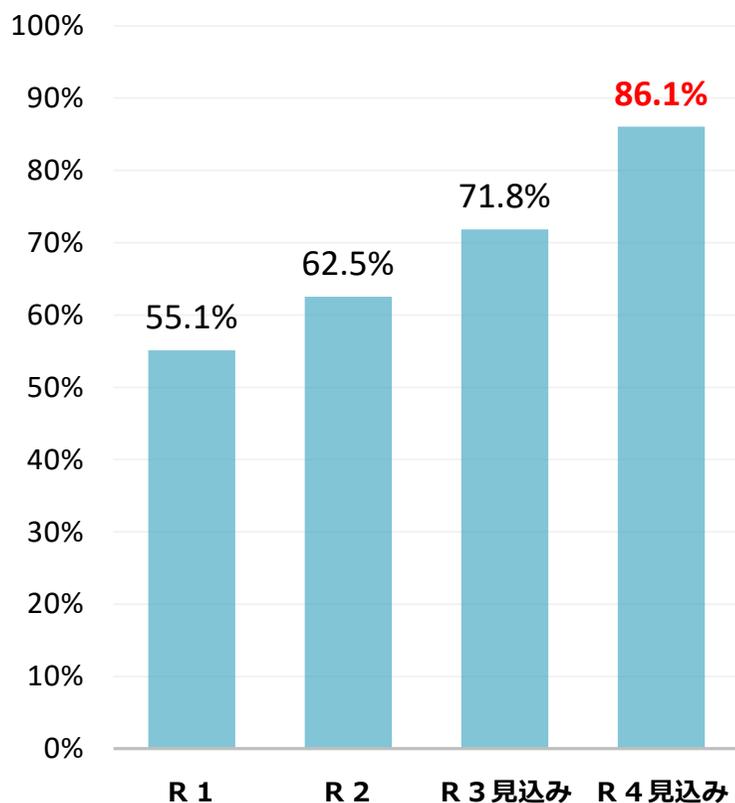
子どもの学習・生活支援事業



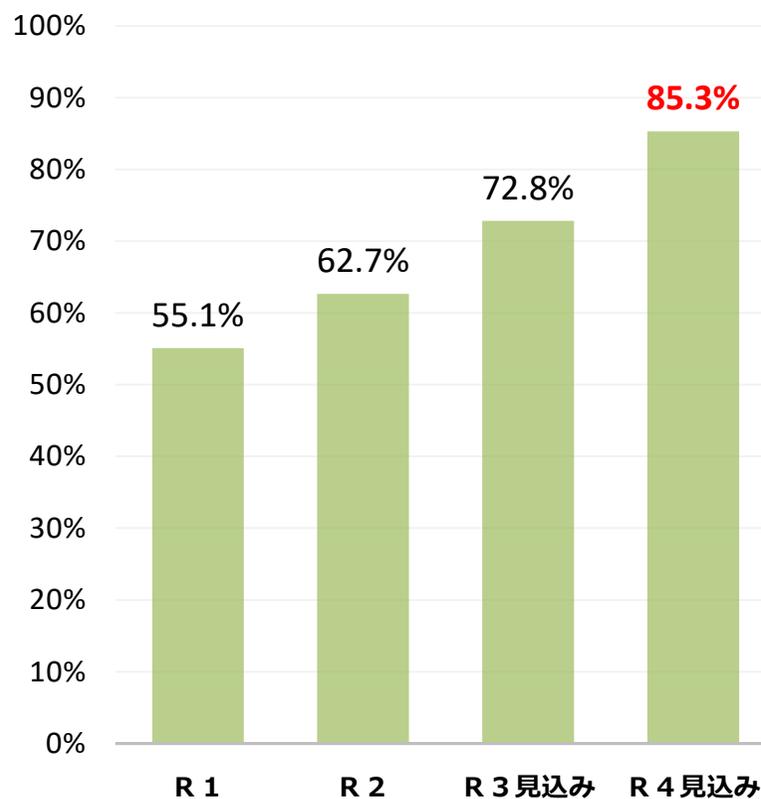
就労準備支援事業・家計改善支援事業の実施状況（推移）

○ 就労準備支援事業、家計改善支援事業については、令和4年度には実施率が8割を超える見通しとなっている。

就労準備支援事業の実施割合



家計改善支援事業の実施割合



※ 厚生労働省社会・援護局地域福祉課調べ。（福井県、沖縄県は前年度データに基づく。）

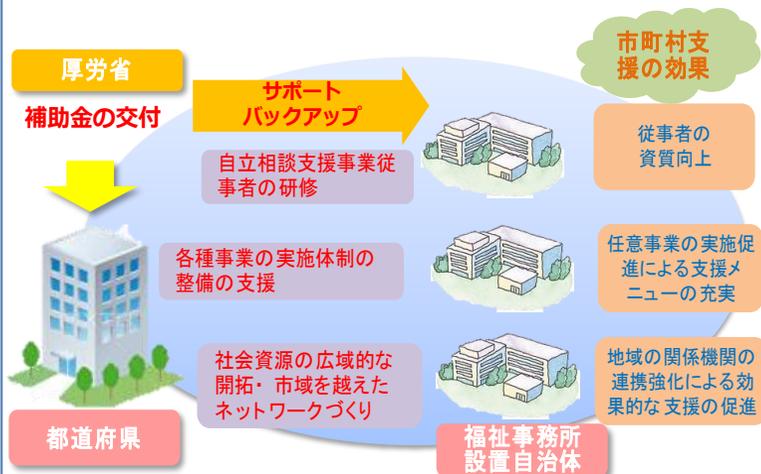
都道府県による市等への支援及び福祉事務所未設置町村による相談支援

(法律改正事項)

都道府県による市町村支援事業

・都道府県による広域的な見地からの支援をより効果的・効率的に実施するため、①自立相談支援事業従事者の研修、②各種事業の実施体制の整備の支援、③社会資源の広域的なネットワークづくり等を行う「都道府県による市町村支援事業」を法律に位置付けるとともに、その費用の一部を補助

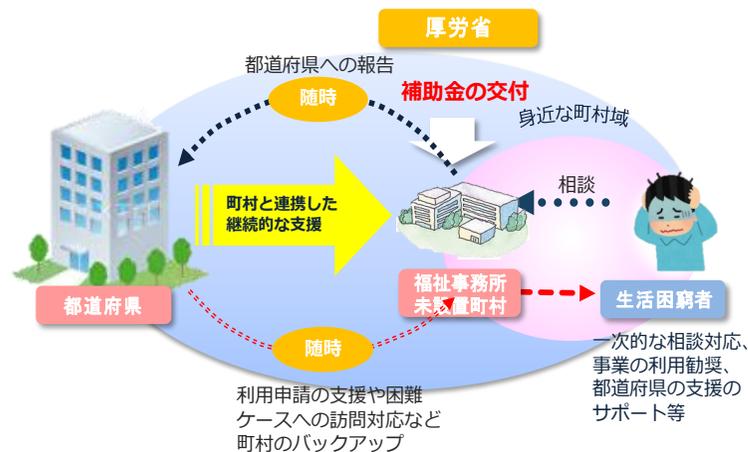
補助率 1/2



福祉事務所未設置町村による相談の実施

・福祉事務所を設置していない町村が都道府県との緊密な連携体制を確保した上で生活困窮者からの相談に応じるなど自立相談支援事業の一次的な相談機能を担うことができるようにするとともに、その費用の一部を補助

補助率 3/4



自治体・支援員向けコンサルティング

- 困窮法一部改正法において「都道府県による市町村支援事業」が努力義務化されたことに伴い、都道府県が主体となって管内市町村に支援することとなるが、ノウハウが十分に蓄積されていない都道府県においては、引き続き国としてのサポートが求められ、また、必要に応じて国として市町村へ直接ノウハウの伝達・助言等を行うことも考えられる。
- そのため、**各自治体の抱える困難事例や専門的助言が求められる事項に関し、専門スタッフを派遣しコンサルティングを行う。**また、**全国の支援員が利用できる情報共有サイトを運営**し、支援員同士が情報共有をしたり意見交換できる機会を設ける。

対象経費

- ◇ 人件費、専門スタッフ派遣に係る旅費・謝金、事務所費用
- ◇ 情報共有サイトの開設費用、運用・保守 等

事業内容

- 都道府県・市町村に**専門スタッフを派遣し、事業実施上のノウハウ伝達や困難ケースへの対応を実施。**
- 全国の支援員がアクセス可能な**情報共有サイトを開設**し、支援員同士が情報共有をしたり意見交換できる機会を設ける。

※事業実施に最適な団体等への委託を想定。

事業イメージ



参考

- 社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会報告書 (H29.12.15) (抜粋)
 - 自立相談支援事業のあり方としては、相談者を「断らず」、広く受け止めることが必要であり、生活困窮者自立支援法において、「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」とされている生活困窮者の定義のもとで、「断らない」支援の実践が目標とされているが、こうした「断らない」相談支援については、今後とも徹底していかなければならない。
 - 本制度における相談支援を理念に基づき、具現化するためには、高度な倫理観や相談支援の知識・技術を備えた人材の養成が不可欠であり、「5. 制度の信頼性の確保」の「(1) 生活困窮者自立支援制度の従事者の質の確保」の内容を踏まえ、質の高い相談支援が実現できるよう、国、都道府県、自治体が協働し、人材養成に取り組むことが求められるとの意見があった。
 - また、「断らない」相談を継続するために、相談を受け止める相談支援員がバーンアウトしないよう、スーパービジョンやフォローアップ研修等が必要との意見があった。
- 生活困窮者自立支援法一部改正法案に対する参議院厚生労働委員会附帯決議 (H30.5.31)
 - 二、 (略)・・・断らない相談を実践するためには十分な支援員等の配置やスキルの向上が必要不可欠であることから、人材確保のための教育・訓練プログラムの拡充を含む体制整備を行うとともに、そのために必要な予算の確保に努めること。
 - 八、 (略)・・・また、生活困窮者自立支援制度を担う相談員・支援員が安心と誇りを持って働けるよう雇用の安定と処遇の改善を図るとともに、研修の充実などスキルの向上を支援するための必要な措置を講ずること。

新型コロナウイルス感染症の対策

個人向け緊急小口資金等の特例貸付の実施

- 緊急小口資金、総合支援資金（初回）の申請受付期限を令和3年11月末から令和4年3月末へ延長。総合支援資金（再貸付）の申請受付期間を令和3年11月末から令和3年12月末へ延長。
- 緊急小口資金、総合支援資金（初回、延長、再貸付）の償還開始の据置期間を令和4年3月末から令和4年12月末へ延長。

予算措置額合計: 2兆1,333億(案)

令和元年度予備費交付額	267億円
令和2年度第1次補正予算額	359億円
令和2年度第2次補正予算額	2,048億円
令和2年度第3次補正予算額	4,199億円
令和2年度予備費(8/7)措置額	1,777億円
令和2年度予備費(9/15)措置額	3,142億円
令和2年度予備費(3/23)措置額	3,410億円
令和3年度予備費(8/27)措置額	1,549億円
令和3年度補正予算額(案)	4,581億円

【緊急小口資金】(一時的な資金が必要な方[主に休業された方])

	本則	特例措置
貸付対象者	緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする低所得世帯等	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯
貸付上限	10万円以内	学校等の休業、個人事業主等(※1)の特例の場合、20万円以内 その他の場合、10万円以内
据置期間	2月以内	1年以内(※2)
償還期限	12月以内	2年以内
貸付利子	無利子	無利子

※1 世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき

※2 償還開始の到来時期が以下に該当する場合は、据置期間を延長する。

	緊急小口	総合(初回)	総合(延長)	総合(再貸付)
償還開始の到来時期	令和4年12月末日以前	令和4年12月末日以前	令和5年12月末日以前	令和6年12月末日以前
据置期間の延長	令和4年12月末日	令和4年12月末日	令和5年12月末日	令和6年12月末日

償還免除について

償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとし、生活に困窮された方の生活にきめ細かに配慮する。

資金種類ごとに判定し、一括免除	確認対象	緊急小口資金	: 令和3年度又は令和4年度の住民税非課税
		総合支援資金(初回貸付分)	: 令和3年度又は令和4年度の住民税非課税
		総合支援資金(延長貸付分)	: 令和5年度の住民税非課税
		総合支援資金(再貸付分)	: 令和6年度の住民税非課税

住民税非課税を確認する対象は、借受人及び世帯主。

【総合支援資金(生活支援費)】(生活の立て直しが必要な方[主に失業された方等])

	本則	特例措置
貸付対象者	低所得世帯であって、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
貸付上限	(二人以上)月20万円×3月以内 =60万円以内 (単身)月15万円×3月以内 =45万円以内	同左 (再貸付あり(注2))
据置期間	6月以内	1年以内(※2)
償還期限	10年以内	同左
貸付利子	保証人あり:無利子 保証人なし:年1.5%	無利子

注1 総合支援資金(生活支援費)については、申請の際に、償還開始までに自立相談支援機関からの支援を受けることに同意することをもって、貸付を行う。

注2 令和3年3月末までに申請した特例措置においては、貸付3月目においても日常生活の維持が困難な場合、延長貸付(3月以内 60万円以内)を実施。※令和3年6月末の受付で終了

注3 令和3年12月末までの間に、緊急小口資金及び総合支援資金の貸付が終了した世帯は、自立相談支援機関による支援を受けることを要件として、再貸付(3月以内 60万円以内)を実施。

新型コロナウイルス感染症による相談者像の変化（相談者の属性）

- 相談件数の増加については9割以上の自治体が「よくあてはまる」又は「ややあてはまる」と回答しており、特に「解雇・雇い止め等による非正規労働者」や「個人事業主」が増えたと感じている自治体が8割を超えている。他にも、6割以上の自治体が、就労支援が必要な人、家計や住まいに課題がある人、高齢困窮者、若年層、外国籍の人からの相談が増えたと感じている。

	よくあてはまる	ややあてはまる	あまりあてはまらない	全くあてはまらない
相談件数が増えた	83.6%	8.5%	5.5%	1.4%
相談件数が減った	0.0%	1.0%	8.7%	88.2%
就労支援が必要な人からの相談が増えた	41.8%	37.3%	16.6%	2.6%
解雇・雇い止め等による非正規雇用労働者からの相談が増えた	52.1%	32.5%	11.8%	2.0%
勤務所得を補てんするための職業紹介の相談が増えた	16.0%	34.9%	37.5%	9.3%
家計に課題(多重債務等を含む)のある人からの相談が増えた	26.2%	38.5%	31.0%	2.4%
住まいに課題のある人からの相談が増えた	39.8%	37.7%	17.2%	3.6%
高齢困窮者からの相談が増えた	21.5%	37.5%	33.5%	5.9%
地域のひきこもりに関する課題(8050等)が顕在化した	5.5%	24.7%	52.7%	15.4%
ひとり親家庭・貧困世帯の子どもに関する課題が顕在化した	12.4%	36.1%	38.9%	10.8%
若年層からの相談が増えた	28.4%	45.4%	21.7%	3.0%
学生からの相談が増えた	11.6%	16.2%	32.0%	37.9%
個人事業主からの相談が増えた	53.3%	31.6%	9.1%	4.5%
外国籍の人からの相談が増えた	45.2%	21.3%	11.6%	19.9%
相談者の数・状態像ともに変化はない	2.0%	4.3%	13.6%	78.3%

※ 赤色：「よくあてはまる」と「ややあてはまる」の合計が8割以上、黄色：「よくあてはまる」と「ややあてはまる」の合計が6割以上。 n=507（基礎自治体）

※ 令和2年度厚生労働省社会福祉推進事業「生活困窮者自立支援制度の実施状況の把握・分析等に関する調査研究事業報告書」（北海道総合研究調査会）

自立相談を利用する相談者のこれまでの相談歴の変化

- プラン作成者におけるこれまでの相談歴をみると、コロナ前後で「就労関係機関」、「生活・金銭支援関係機関」、「その他」が増加している。
- 具体的にみると、「社会福祉協議会」、「家計改善支援機関」、「食糧支援関係団体」、「外国人支援団体・相談窓口」、「家族・親族・その他キーパーソン」など行政以外の相談歴の件数が増加している。

プラン作成者におけるこれまでの相談歴

	2020年1月 (n=3032)	2021年1月 (n=4245)
就労関係機関 (ハローワーク、地域若者サポートステーション等)	4.9%	15.6%
医療機関 (病院、無料低額診療実施機関等)	2.0%	5.8%
障害者関係機関 (基幹相談支援センター、精神保健福祉センター等)	2.9%	6.5%
高齢者関係機関 (地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等)	4.3%	4.4%
子ども・DV関係機関 (行政の子ども家庭担当部署、学校等)	4.3%	6.2%
生活保護関係機関 (福祉事務所、支援機関等)	17.3%	20.8%
警察	0.2%	0.9%
更生保護関係機関 (更生保護施設、地域生活定着支援センター等)	0.1%	0.2%
生活・金銭支援関係機関	5.3%	55.3%
住まい支援関係機関 (居住支援協議会、不動産・保証関係会社等)	0.0%	1.6%
その他	8.7%	15.9%

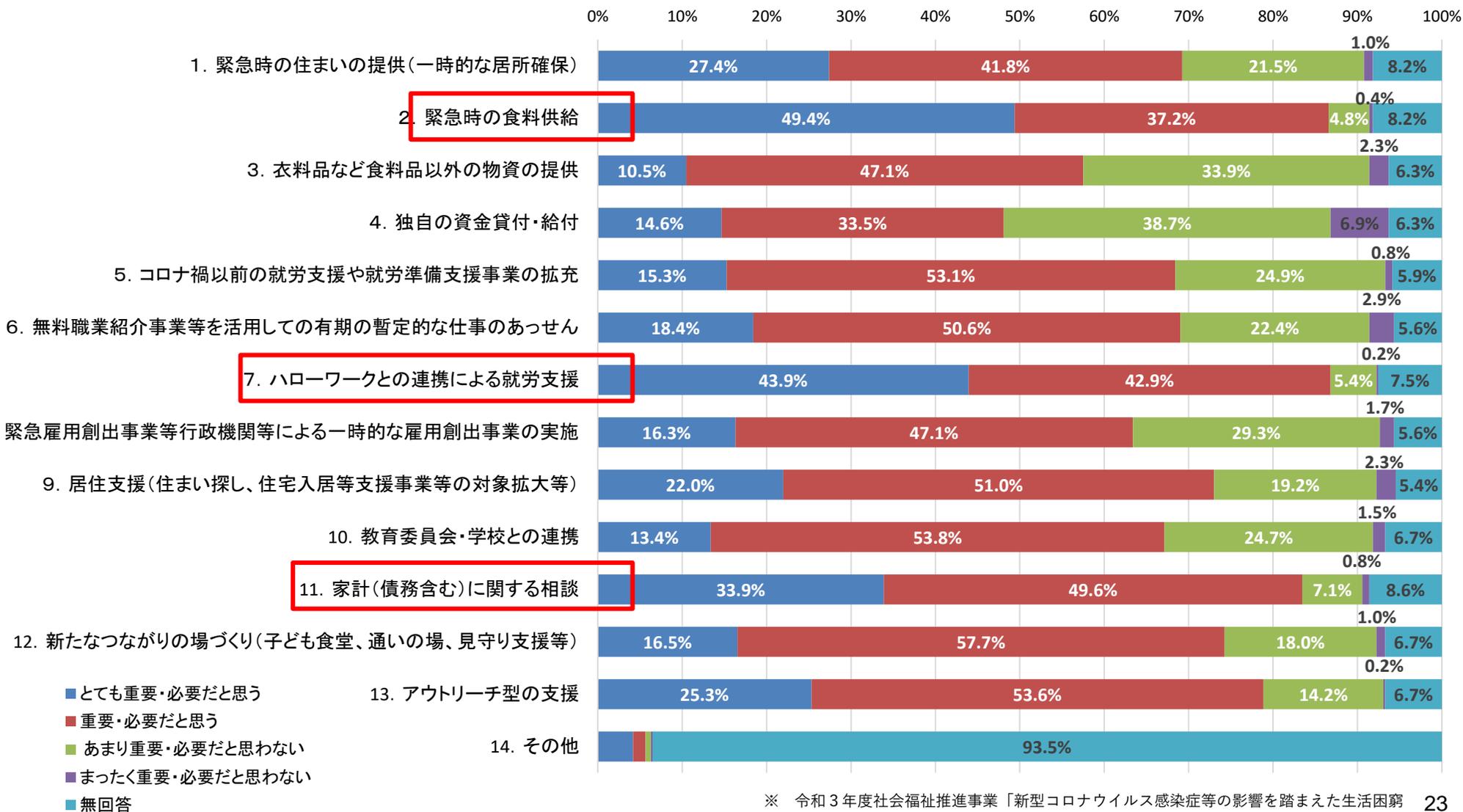
①生活・金銭支援関係機関の件数内訳	2020年1月	2021年1月
行政の税担当部署	41	97
行政の保険・年金担当部署(年金事務所含む)	26	44
社会保険労務士	0	1
家計改善支援機関	5	52
食糧支援関係団体(フードバンク等)	3	32
小口貸付(生活福祉資金除く)	51	477
社会福祉協議会(生活福祉資金)	10	1486
社会福祉協議会(日常生活自立支援事業)	1	77
成年後見人制度の支援機関	6	4
法テラス・弁護士・司法書士	13	64
消費生活センター・消費生活相談窓口等	6	14

②その他の件数内訳	2020年1月	2021年1月
他地域の生活困窮者自立相談支援機関	4	29
民生委員・児童委員	20	35
外国人支援団体・相談窓口	0	21
ひきこもり支援機関	2	18
NPO・ボランティア団体	16	23
商店街・商工会等経済団体	0	4
町内会・自治会、福祉委員、近隣住民	8	4
ライフライン民間事業者(電気・ガス・水道)	0	6
保健所(動物・ペットの多頭飼育等)	0	0
社会福祉協議会(資金、日常生活自立支援以外)	6	106
その他行政の担当部署	140	128
家族・親族・その他キーパーソン	3	49
その他	66	252

※ (左表) 赤色：2020年1月から2021年1月にかけて5%以上増加している項目、(右表) 黄色：2020年1月から2021年1月にかけて10倍以上件数が増加している項目
 ※ 生活困窮者自立支援統計システムより抽出

新型コロナウイルス感染症の影響により顕在化した支援ニーズ①

○ 「緊急時の食料供給」「ハローワークとの連携による就労支援」「家計に関する相談」については、8割以上の自治体が、重要・必要であると回答している。



新型コロナウイルス感染症の影響により顕在化した支援ニーズ②

- 「緊急時の食料提供」、「衣料品など食料品以外の物資の提供」、「独自の資金貸付・給付」では、連携先機関として社会福祉協議会の割合が高い。また、「緊急時の食料提供」は、NPO法人との連携も比較的多くみられる。
- 「新たなつながりの場づくり」では、連携先機関としてNPO法人の割合が高い。また、「その他」の割合が高くなっており、ボランティア団体や地域住民、子ども食堂、大学等の地域資源が挙げられている。

コロナの影響により顕在化した支援ニーズに対する取組状況

	自治体／自立相談支援機関のみで実施	他機関・団体等連携して実施	無回答	合計	連携している機関(複数回答)				
					社会福祉協議会	社会福祉法人(社協以外)	NPO法人	その他	全体
①緊急時の住まいの提供(一時的な居所確保)	68	45	0	113	17.8%	13.3%	31.1%	64.4%	100.0%
②緊急時の食料提供	58	244	1	303	65.2%	13.1%	39.3%	25.0%	100.0%
③衣料品など食料品以外の物資の提供	37	63	2	102	79.4%	23.8%	22.2%	27.0%	100.0%
④独自の資金貸付・給付	41	43	0	84	83.7%	9.3%	2.3%	20.9%	100.0%
⑤コロナ禍以前の就労支援や就労準備支援事業の拡充(体制整備、支援プログラムのアップデート等)	17	27	3	47	55.6%	29.6%	29.6%	40.7%	100.0%
⑥無料職業紹介事業等を活用しての有期の暫定的な仕事のあっせん(日払いを含む)	18	11	0	29	54.5%	18.2%	27.3%	72.7%	100.0%
⑦ハローワークとの連携による就労支援	60	147	7	214	11.6%	2.0%	4.8%	85.0%	100.0%
⑧緊急雇用創出事業等行政機関等による一時的な雇用創出事業の実施	6	0	1	7	-	-	-	-	-
⑨居住支援等の対象拡大、自治体による住宅確保	21	26	1	48	26.9%	11.5%	26.9%	53.8%	100.0%
⑩教育委員会・学校との連携	23	23	1	47	17.4%	8.7%	21.7%	78.3%	100.0%
⑪家計(債務含む)に関する相談	109	77	7	193	57.1%	5.2%	2.6%	46.8%	100.0%
⑫新たなつながりの場づくり	6	44	0	50	43.2%	20.5%	50.0%	59.1%	100.0%
⑬アウトリーチ型の支援	44	38	3	85	55.3%	23.7%	23.7%	36.8%	100.0%
⑭その他	3	11	0	14	45.5%	0.0%	18.2%	36.4%	100.0%

新型コロナウイルス感染症への自立相談支援機関等の対応状況

○コロナを機に、**個人事業主、フリーランス、外国籍**といった、これまでつながりの薄かった方々の相談が増えていることや、対面支援が困難となっているなどに、**試行錯誤しながら支援を実施**。

【個人事業主、フリーランスの相談者向け】

持続化給付金等事業者向けの**他制度も含めたパンフレットの配布**

【外国籍の相談者向け】

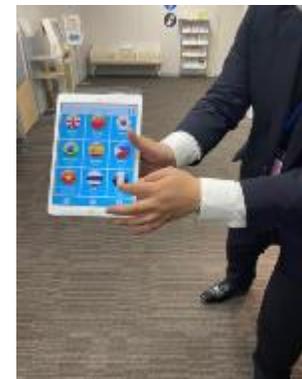
翻訳アプリや**外国語パンフレットの活用**

【対面支援が困難な状況下への対応】

SNSやオンラインを活用した事業実施（離れていてもつながろう）

【その他の支援】

生活困窮者のニーズに応じた**関係機関へのつなぎや情報提供、食料提供**



○「**人が人を支える**」重要性の再認識

・支援につなぐだけでなく、**つながり続けることの大切さ**

（支援者の方々の声）

「困窮制度の窓口が広く周知されるきっかけとなった」

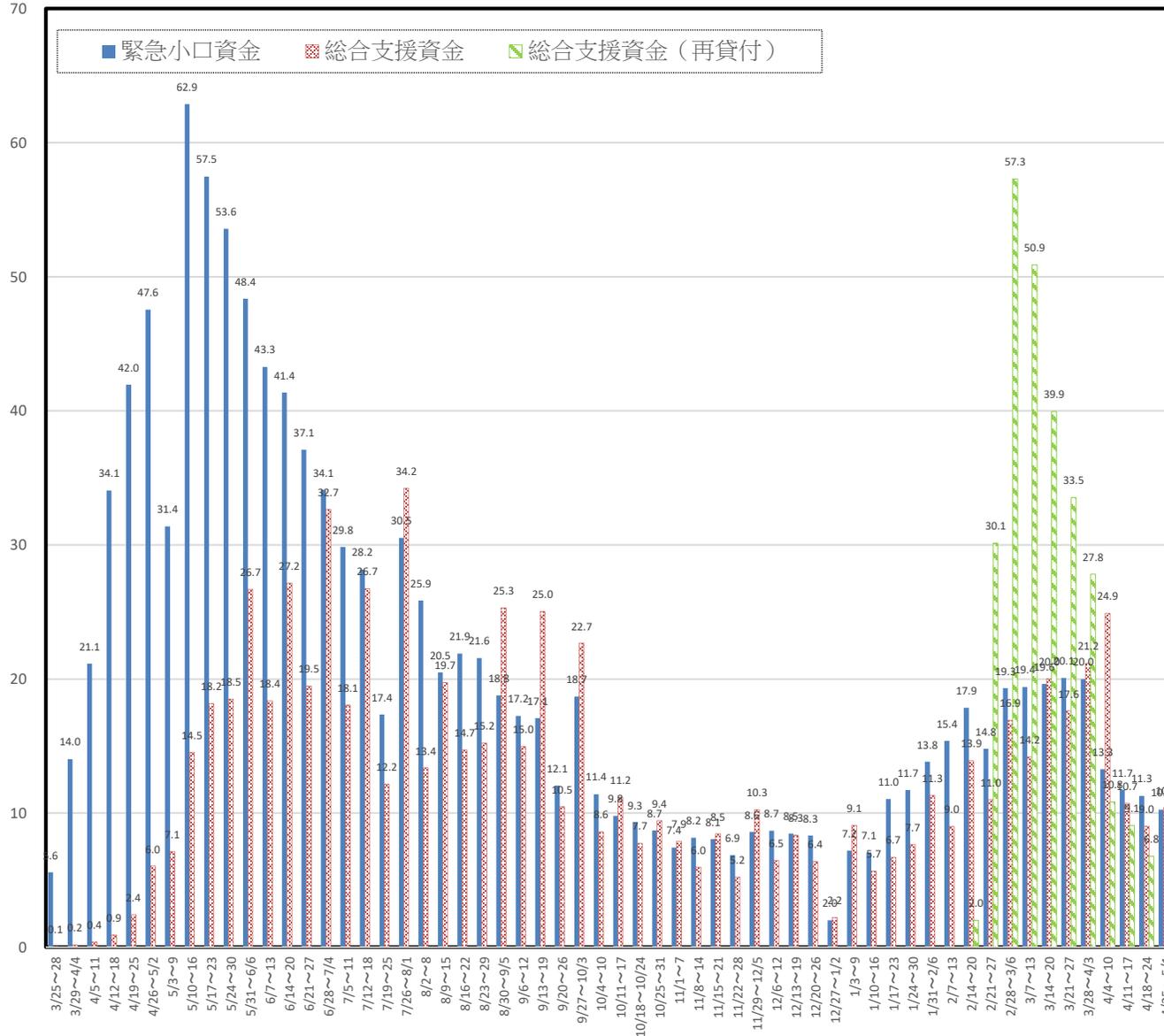
「今まで支援が届けられていなかった人と出会うことができた」

「支援員のスキルや経験知があがった」

緊急小口資金、総合支援資金の申請件数の推移

令和3年12月15日現在（速報値）

申請件数(千件)



申請総数	緊急小口資金	1,494,383件
	総合支援資金	1,040,696件
	総合支援資金（再貸付）	591,841件
決定総額	緊急小口資金	2,733.7億円
	総合支援資金	7,443.7億円
	総合支援資金（再貸付）	2,987.7億円
1件あたり平均	緊急小口資金	18.7万円
	総合支援資金	73.9万円
	総合支援資金（再貸付）	52.2万円

※直近週の件数については、速報値のため変動する可能性があります。

住居を失うおそれのある困窮者への住居確保給付金の支給

令和3年度当初予算額	負担金(298億円)の内数
令和3年度補正予算額	100億円
令和4年度当初予算額(案)	負担金(301億円)の内数

○ 新型コロナウイルス感染症の影響による休業等に伴う収入減少等により、住居を失うおそれが生じている方等に対して、住居確保給付金を支給することにより、安定した住まいの確保を支援する。

【実施主体】 都道府県・市・区等(福祉事務所設置自治体、906自治体)

【補助率】 3/4

【支給対象者】 ①離職・廃業後2年以内の者

②給与等を得る機会が当該個人の責に帰すべき理由・当該個人の都合によらないで減少し、離職や廃業と同程度の状況にある者

※令和2年4月20日省令改正により支給対象者を拡大

【支給要件】 ・収入要件:世帯収入合計額が①と②の合計額を超えないこと。

①市町村民税均等割が非課税となる収入額の1/12

②家賃額(但し住宅扶助特別基準額を上限とする)

※東京都特別区の収入要件(目安):単身世帯:13.8万円、2人世帯:19.4万円、3人世帯:24.1万円

・資産要件:世帯の預貯金の合計額が上記①の6月分を超えないこと(但し100万円を超えない額)

※東京都特別区の資産要件(目安):単身世帯:50.4万円、2人世帯:78万円、3人世帯:100万円

・求職活動等要件:公共職業安定所に求職の申込をし、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと

10か月目以降の延長を申請しようとする場合は、3月分を超えないこと(但し、50万円を超えない額)とする

【支給対象者】②による受給者については、再延長期間(~9か月目)までは求職の申込は求めない

【求職活動】当分の間、地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口への求職申込みも可能

【支給額】 家賃額(但し住宅扶助特別基準額を上限とする)

※東京都特別区の支給額(目安):単身世帯:53,700円、2人世帯:64,000円、3人世帯:69,800円

【支給期間】 原則3か月(求職活動等を誠実にやっている場合は3か月延長可能(最長9か月まで))

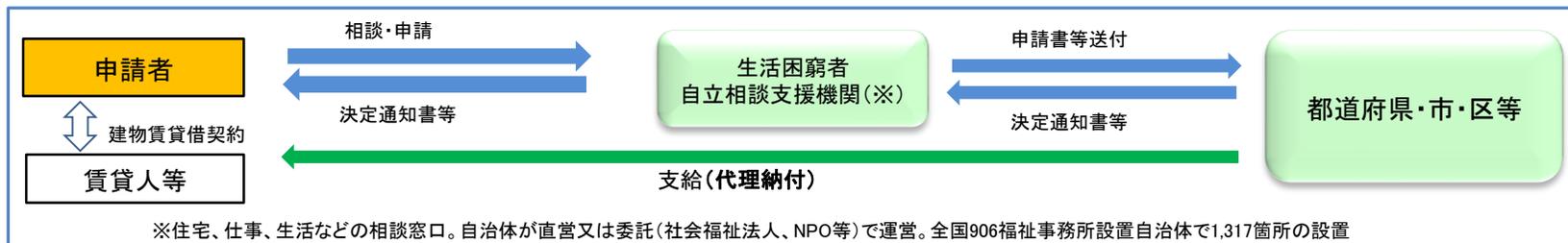
令和2年度に新規に申請し、受給を開始した者については、特例として、最長12か月まで再々延長が可能

【支給方法】 賃貸住宅の賃貸人又は不動産媒介事業者等への代理納付

令和4年3月末までの申請について、特例として、解雇以外の休業等に伴う収入減少等の場合でも、3か月間の再支給が可能

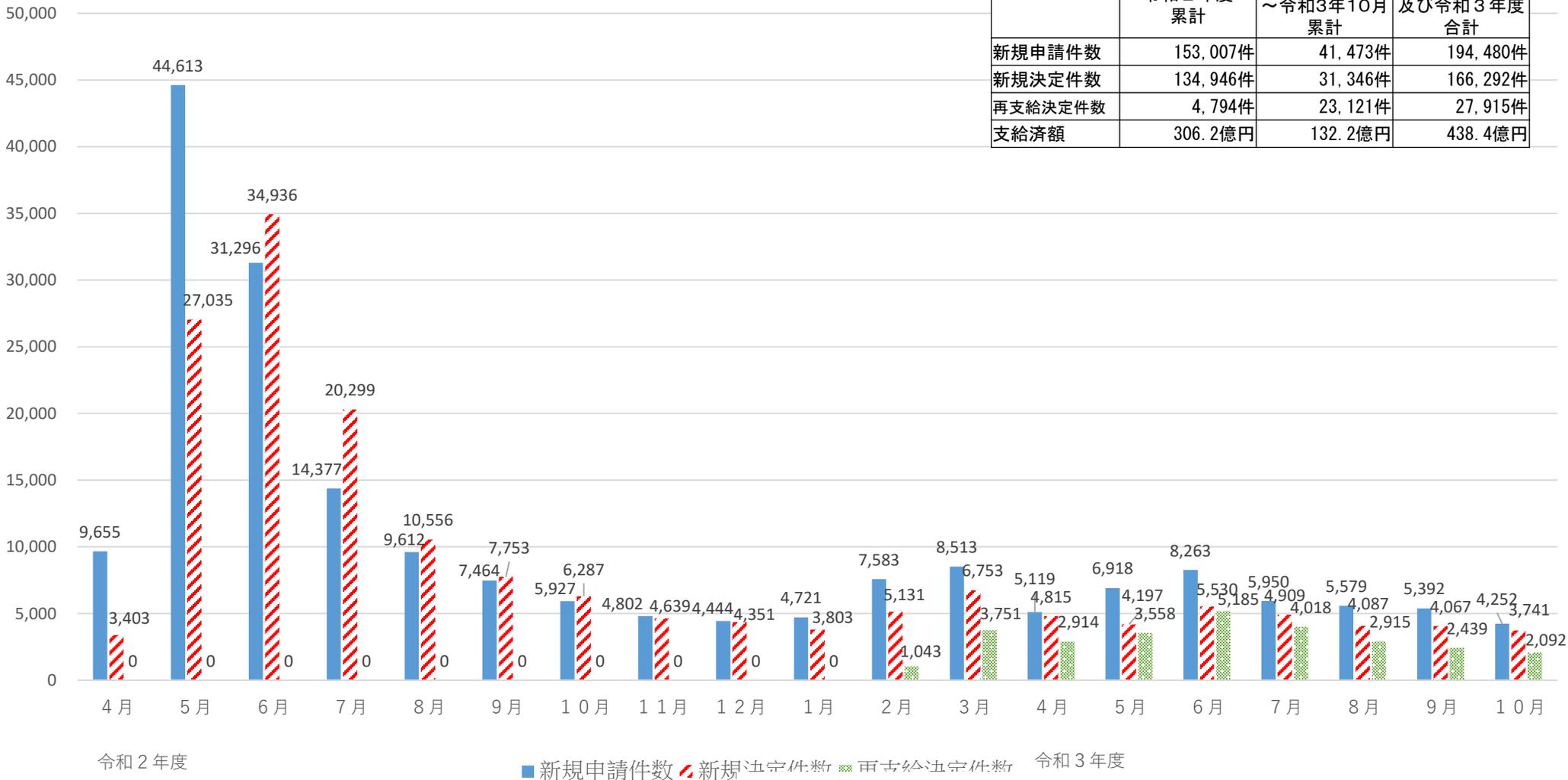
令和4年3月末までの申請について、特例として、職業訓練受講給付金(月10万円)との併給を可能とする。

【事業スキーム】



R2～R3住居確保給付金の申請・決定件数の推移

(件)



(参考) 令和元年度の決定件数：3,972件

※件数・金額については、速報値のため変動する可能性があります。

「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」について

- 新型コロナの長期化に伴い、緊急小口資金等の特例貸付の申請期限を延長してきた一方、貸付限度額に達している等といった事情で、特例貸付を利用できない困窮世帯が存在する。こうした世帯については、新たな就労や生活保護の受給につなげていくことが考えられるが、必ずしも円滑に移行できていない実態がある。
- こうした支援の隙間を埋めるため、生活保護に準じる水準の困窮世帯に対する支援策として、以下のとおり「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」を支給する。

➤ 対象：緊急小口資金等の特例貸付を利用できない世帯(注)で、以下の要件(住居確保給付金に沿って設定。ただし借家世帯のみならず持ち家世帯も対象)を満たすもの

(注)総合支援資金(再貸付)まで借り終わった世帯、再貸付について不承認とされた世帯。生活保護世帯は除く。令和4年1月以降は、緊急小口資金及び総合支援資金(初回)を借り終わった世帯(再貸付を申請・利用している世帯を除く。)も含む。

- ・ 収入：①市町村民税均等割非課税額の1/12+②住宅扶助基準額以下
(例：東京都特別区 単身世帯13.8万円、2人世帯19.4万円、3人世帯24.1万円)
- ・ 資産：預貯金が①の6倍以下(ただし100万円以下)
- ・ 求職活動等：ハローワークでの相談や応募・面接等、又は生活保護の申請
 - ※ 求職活動について、ハローワークに加え、地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口の利用も可能とする。
 - ※ 緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置対象地域については、解除の翌月末までの間、ハローワーク等での相談や企業への応募等の回数を減らすことができる。

➤ 支給額(月額)：生活扶助受給額(1世帯あたり平均額)を基に設定

単身世帯：6万円、2人世帯：8万円、3人以上世帯：10万円

※ 住居確保給付金、ひとり親世帯臨時特別給付金、低所得子育て世帯生活支援特別給付金との併給は可能とする。

➤ 支給期間：3か月(申請受付期限を令和3年11月末から令和4年3月末へ延長)

※ 生活困窮者自立支援金の支給期間(3か月)中に求職活動等を誠実にを行ったにもかかわらず、なお自立への移行が困難であった者について、申請受付期限までに再支給の申請を行った場合には、一度に限り、自立支援金の再支給(3か月)を可能とする。

- ・ 支援金の申請日より前に再貸付が終了している者・・・申請月から3か月支給
- ・ 支援金の申請月に再貸付(3か月目)を受けている者・・・申請月の翌月から3か月支給

➤ 実施主体：福祉事務所設置自治体 費用：全額国庫負担 ※事務費含む

4

新型コロナウイルス感染症への対応

ひと、くらし、みらいのために

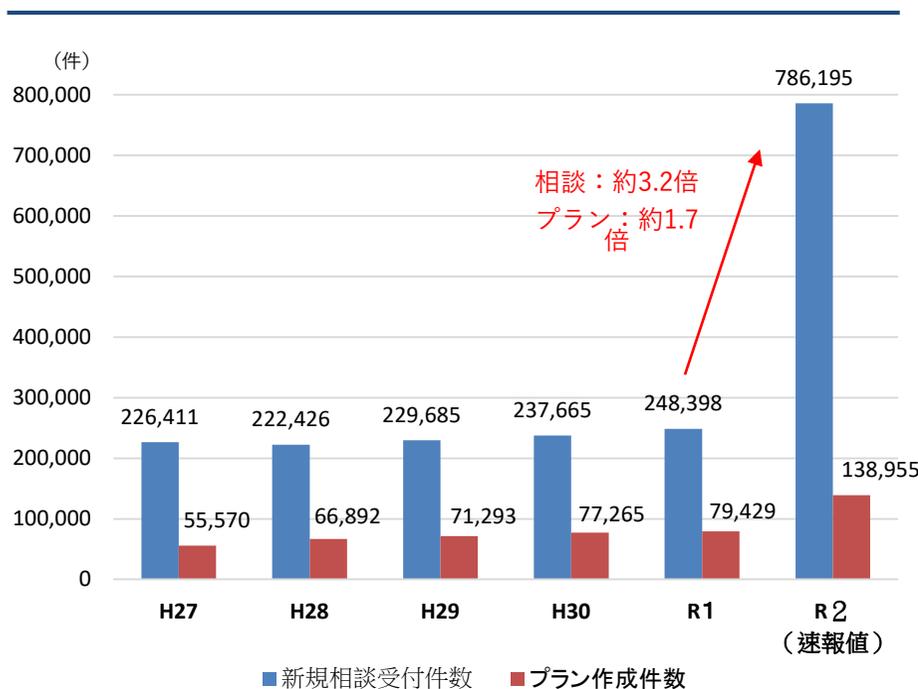


厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

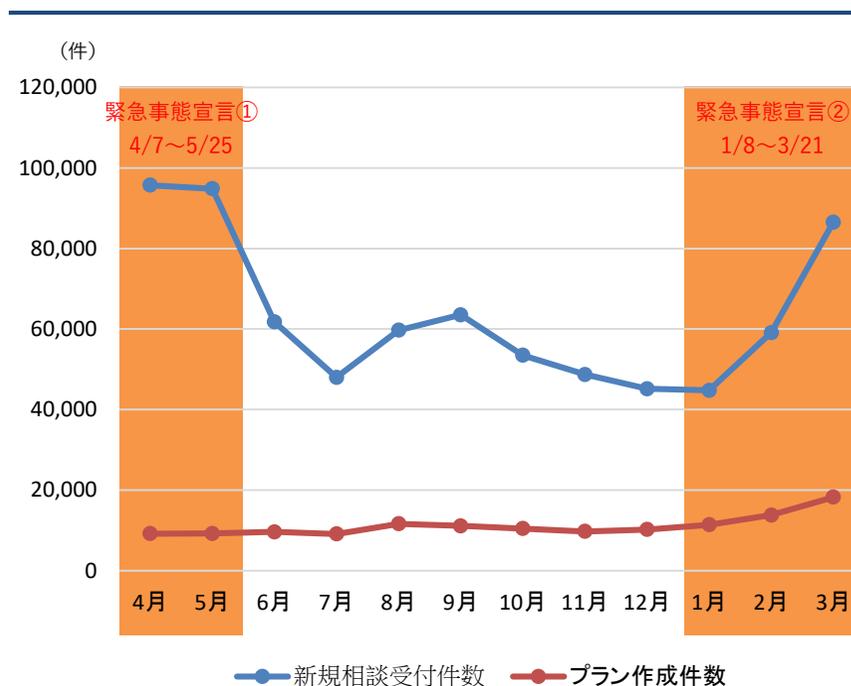
新型コロナウイルス感染症による新規相談受付件数等の変化

- 令和2年度の新規相談受付件数は、令和元年度の約**3.2倍**、プラン作成件数は約**1.7倍**となっている。
- 月単位では、1回目の緊急事態宣言が発令されていた4～5月の相談件数が最も多く、2回目の緊急事態宣言が発令された1～3月についても、2月以降の相談件数が急増している。

経年推移

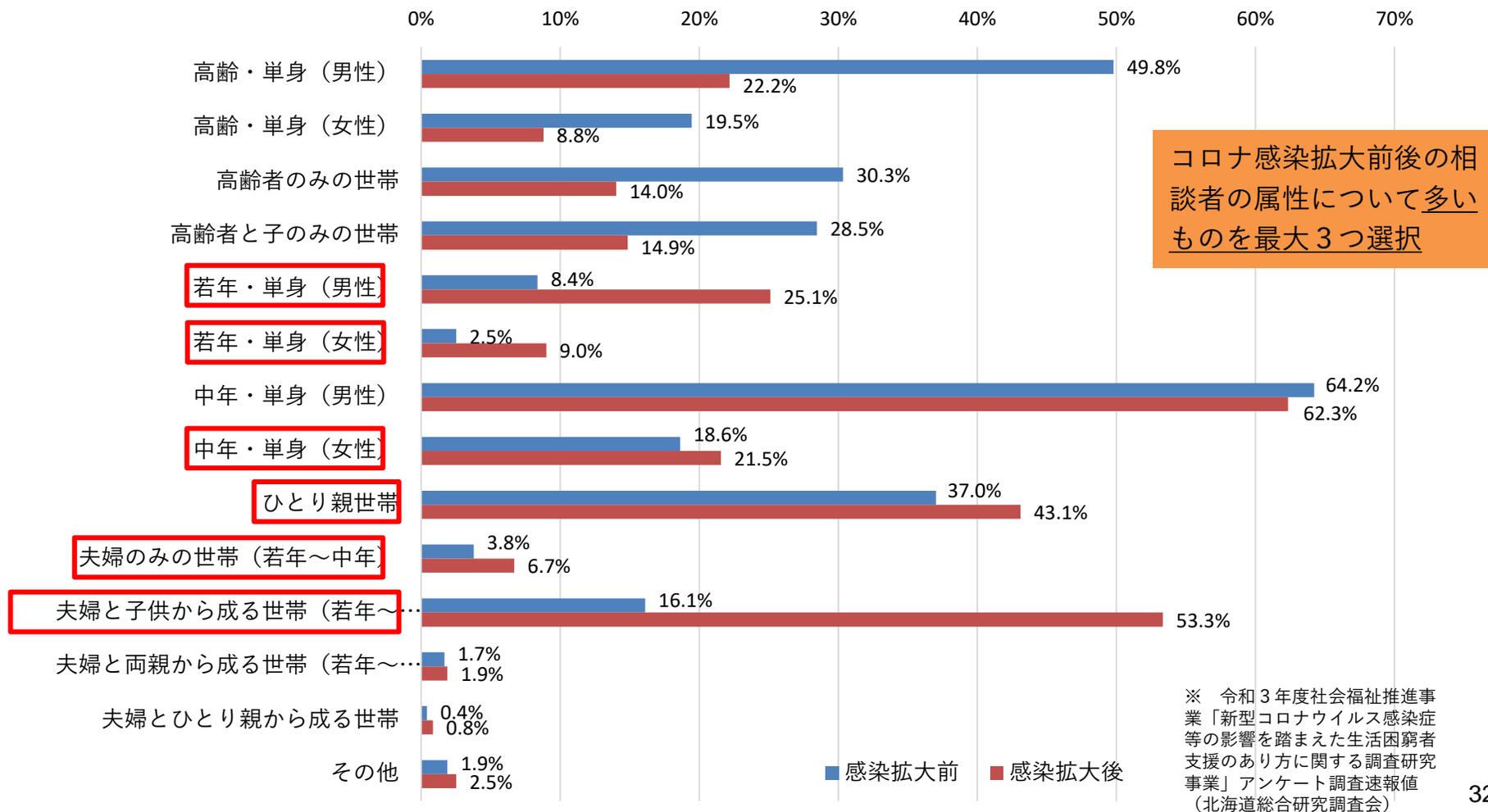


令和2年度内の推移 (速報値)



新型コロナウイルス感染症による相談者像の変化（世帯類型）

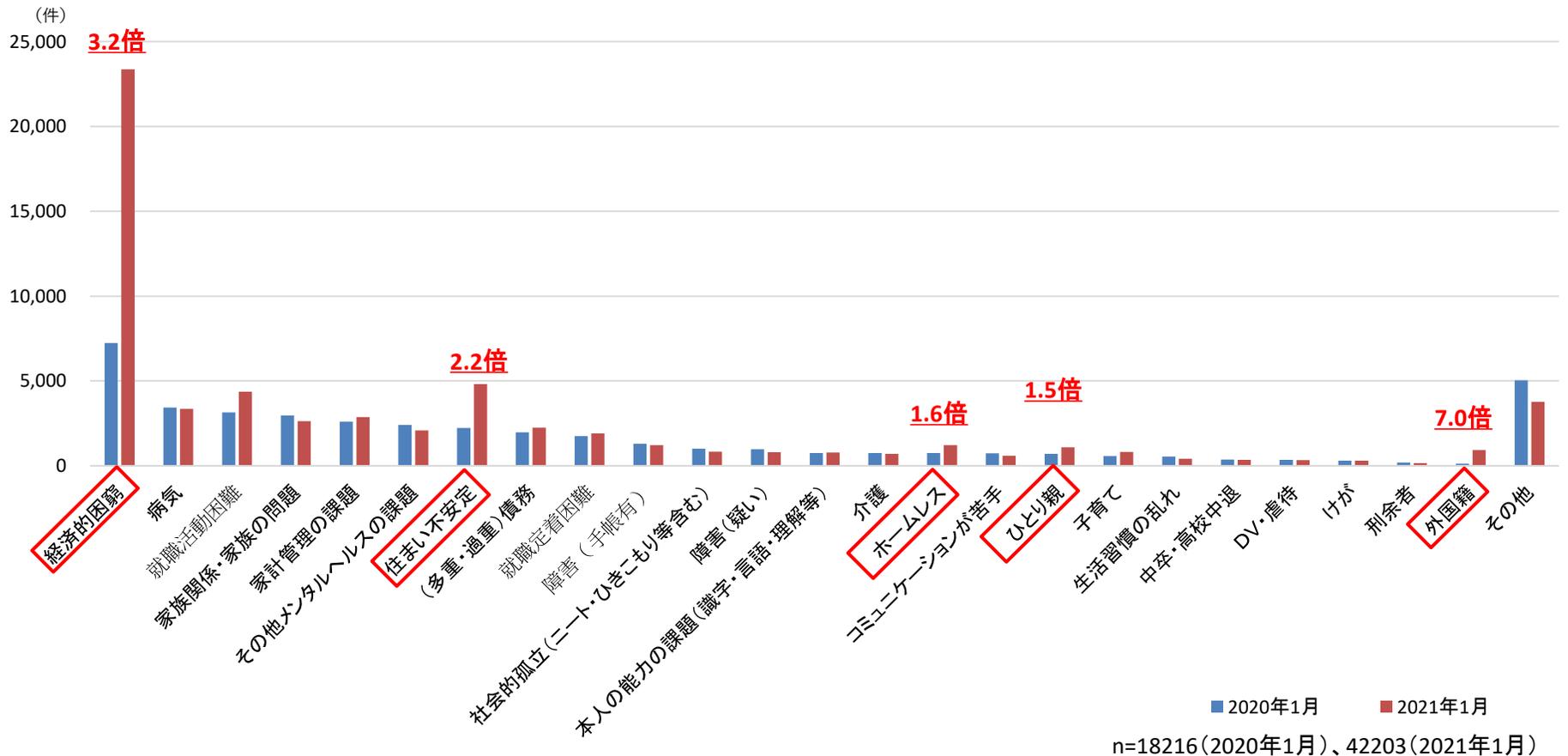
- 若年・単身の男女、中年・単身女性、ひとり親世帯、夫婦のみ世帯、夫婦と子供から成る世帯について、感染拡大後に「多い」と回答した自治体のほうが多かった。



新型コロナウイルス感染症による相談者像の変化（課題・特性）

○ 「経済的困窮」（3.2倍）、「住まい不安定」（2.2倍）、「ホームレス」（1.6倍）、「ひとり親」（1.5倍）、「外国籍」（7.0倍）が大きく増加している。

課題・特性

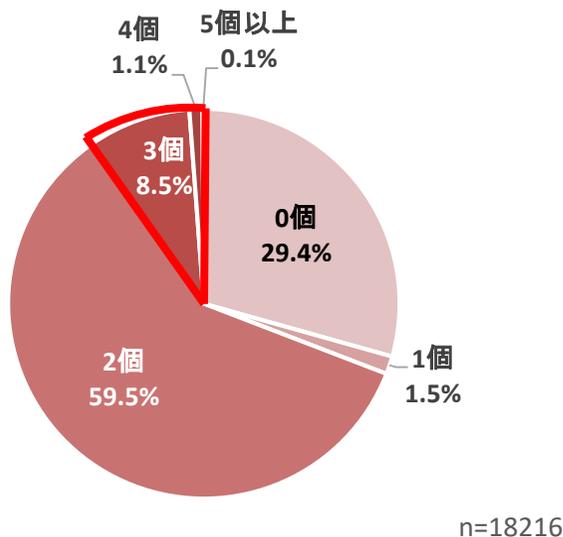


新型コロナウイルス感染症による相談者像の変化（抱える課題の数）

- コロナ後では、3個以上の課題を抱える相談者が半数以上に増加しており、複合的な課題を抱える相談者が増加している。

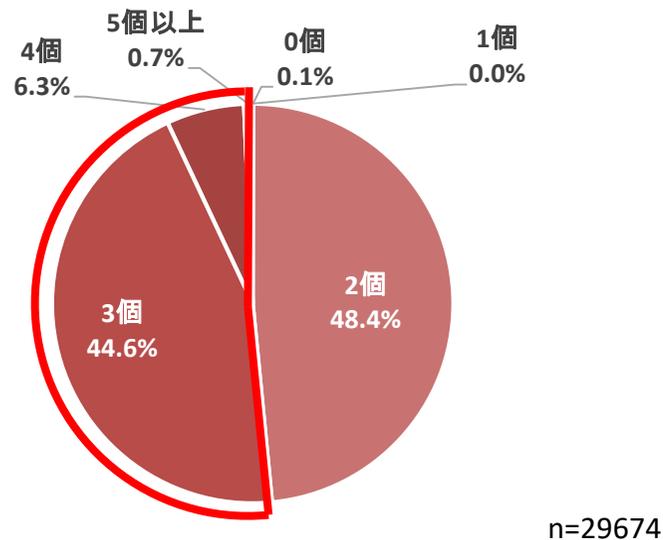
抱える課題の数

コロナ前（2020年1月）



3個以上の割合：9.7%

コロナ流行下（2021年1月）



3個以上の割合：51.6%

新型コロナウイルス感染症による相談者像の変化（プラン作成者の課題・男性）

- 新型コロナ流行下では、10代において「社会的孤立」、20代以上において「住まい不安定」や「ホームレス」といった住まいに関する課題が多く見られるようになった。

※ 生活困窮者自立支援統計システムより抽出

課題の特性（男性・年代別）

※ 「その他」を除く。
 ※ 赤枠：コロナ前と比較して順位が3つ以上上がったもの。

コロナ前（2019年11月～2020年1月）

	～10代 (n=171)	20代 (n=1107)	30代 (n=1452)	40代 (n=2460)	50代 (n=3032)	60代 (n=2367)	70代～ (n=1616)
1位	就職活動困難 37.4%	経済的困窮 52.6%	経済的困窮 53.2%	経済的困窮 53.3%	経済的困窮 55.3%	経済的困窮 47.1%	経済的困窮 41.9%
2位	経済的困窮 31.6%	就職活動困難 38.8%	就職活動困難 38.4%	就職活動困難 37.3%	就職活動困難 37.3%	病気 29.0%	家計管理 29.0%
3位	家族関係 28.1%	家族関係 28.8%	メンタルヘルス 31.5%	就職定着困難 25.5%	病気 29.1%	就職活動困難 25.8%	病気 28.2%
4位	コミュニケーションが苦手 22.8%	メンタルヘルス・就職定着困難 28.4%	就職定着困難 26.7%	病気 24.6%	家計管理 23.8%	家計管理 25.2%	就職活動困難 17.9%

コロナ流行下（2020年11月～2021年1月）

	～10代 (n=141)	20代 (n=2137)	30代 (n=3213)	40代 (n=4508)	50代 (n=5050)	60代 (n=3296)	70代～ (n=1880)
1位	経済的困窮 39.0%	経済的困窮 71.0%	経済的困窮 76.4%	経済的困窮 74.8%	経済的困窮 73.5%	経済的困窮 71.2%	経済的困窮 59.1%
2位	社会的孤立 32.6%	住まい不安定 24.7%	住まい不安定 24.5%	住まい不安定 24.3%	就職活動困難 25.8%	就職活動困難 24.2%	ホームレス 26.2%
3位	就職活動困難 29.1%	就職活動困難 23.0%	就職活動困難 21.2%	就職活動困難 23.0%	住まい不安定 22.3%	住まい不安定 21.8%	就職活動困難 19.9%
4位	コミュニケーションが苦手 27.7%	就職定着困難 14.4%	就職定着困難 13.4%	家計管理 13.7%	病気 16.1%	病気 18.5%	病気 18.2%

新型コロナウイルス感染症による相談者像の変化（プラン作成者の課題・女性）

- 新型コロナ流行下では、10代において「コミュニケーションが苦手」、20代以上において「住まい不安定」という課題が多く見られるようになった。30,40代においては「ひとり親」という特性も増加している。

（生活困窮者自立支援統計システムより抽出）

課題の特性（女性・年代別）

※ 「その他」を除く。

※ 赤枠：コロナ前と比較して順位が3つ以上上がったもの。

コロナ前（2019年11月～2020年1月）

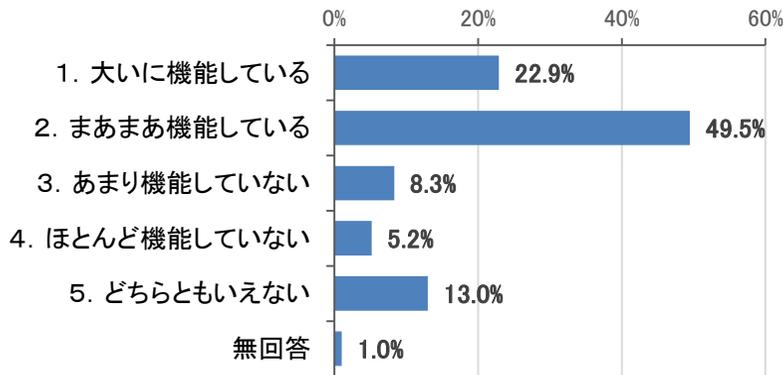
	～10代 (n=150)	20代 (n=847)	30代 (n=1170)	40代 (n=1549)	50代 (n=1291)	60代 (n=825)	70代～ (n=885)
1位	家族関係 41.3%	経済的困窮 56.9%	経済的困窮 53.1%	経済的困窮 52.6%	経済的困窮 61.3%	経済的困窮 63.9%	経済的困窮 54.4%
2位	就職活動困難 35.3%	就職活動困難 38.0%	家族関係 36.1%	メンタルヘルス 34.7%	家計管理 35.6%	家計管理 33.2%	家計管理 38.5%
3位	経済的困窮 29.3%	メンタルヘルス 36.1%	メンタルヘルス 32.6%	家族関係 33.9%	家族関係 33.8%	家族関係 32.4%	家族関係 32.5%
4位	メンタルヘルス 28.0%	家族関係 34.0%	家計管理 30.1%	家計管理 30.9%	就職活動困難 33.0%	就職活動困難 32.2%	病気 32.0%

コロナ流行下（2020年11月～2021年1月）

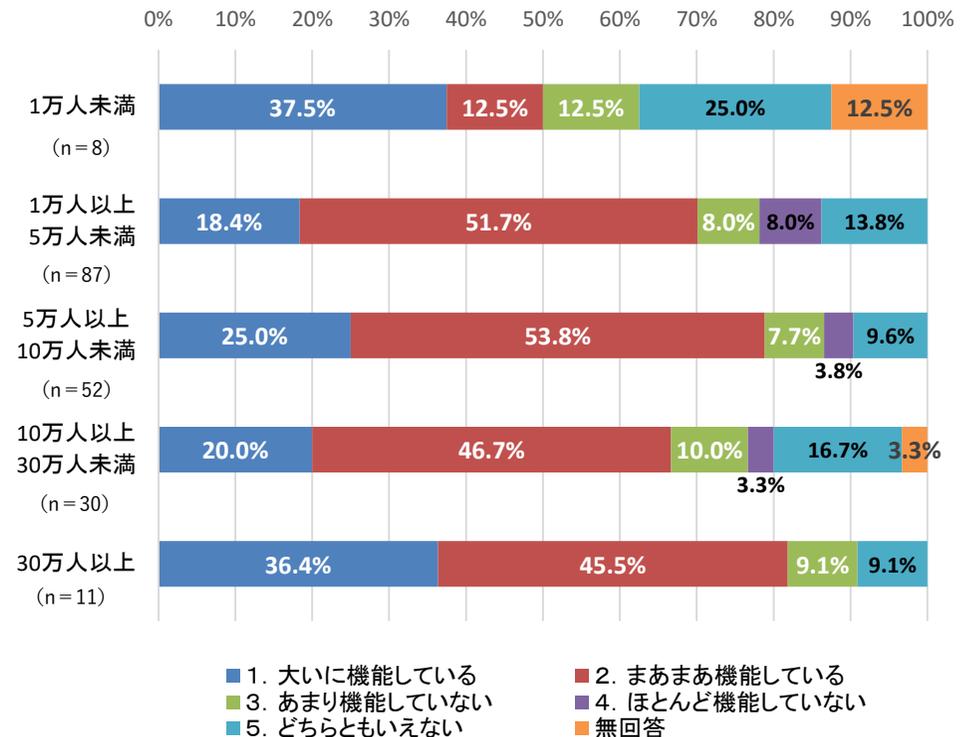
	～10代 (n=124)	20代 (n=1426)	30代 (n=2204)	40代 (n=2818)	50代 (n=2416)	60代 (n=1364)	70代～ (n=953)
1位	経済的困窮 36.3%	経済的困窮 68.8%	経済的困窮 73.0%	経済的困窮 74.7%	経済的困窮 78.3%	経済的困窮 78.4%	経済的困窮 74.3%
2位	コミュニケーションが苦手 33.1%	住まい不安定 30.2%	住まい不安定 28.0%	住まい不安定 25.3%	住まい不安定 24.6%	就職活動困難 25.5%	就職活動困難 23.8%
3位	メンタルヘルス 29.0%	就職活動困難 27.2%	就職活動困難 23.2%	就職活動困難 23.6%	就職活動困難 24.6%	住まい不安定 24.5%	家計管理 22.6%
4位	家族関係 27.4%	家族関係 16.6%	ひとり親 19.2%	ひとり親 18.4%	家計管理 18.4%	病気 19.4%	病気 22.1%

生活困窮者自立支援制度に対する評価

- 新型コロナにより相談支援等に大きな影響が生じている中、生活困窮者自立支援制度については、約7割の自治体が「機能している」と回答した。
- 人口規模別では、30万人以上の都市部において「機能している」という回答が多かった一方、1万人未満では評価が分かれている。



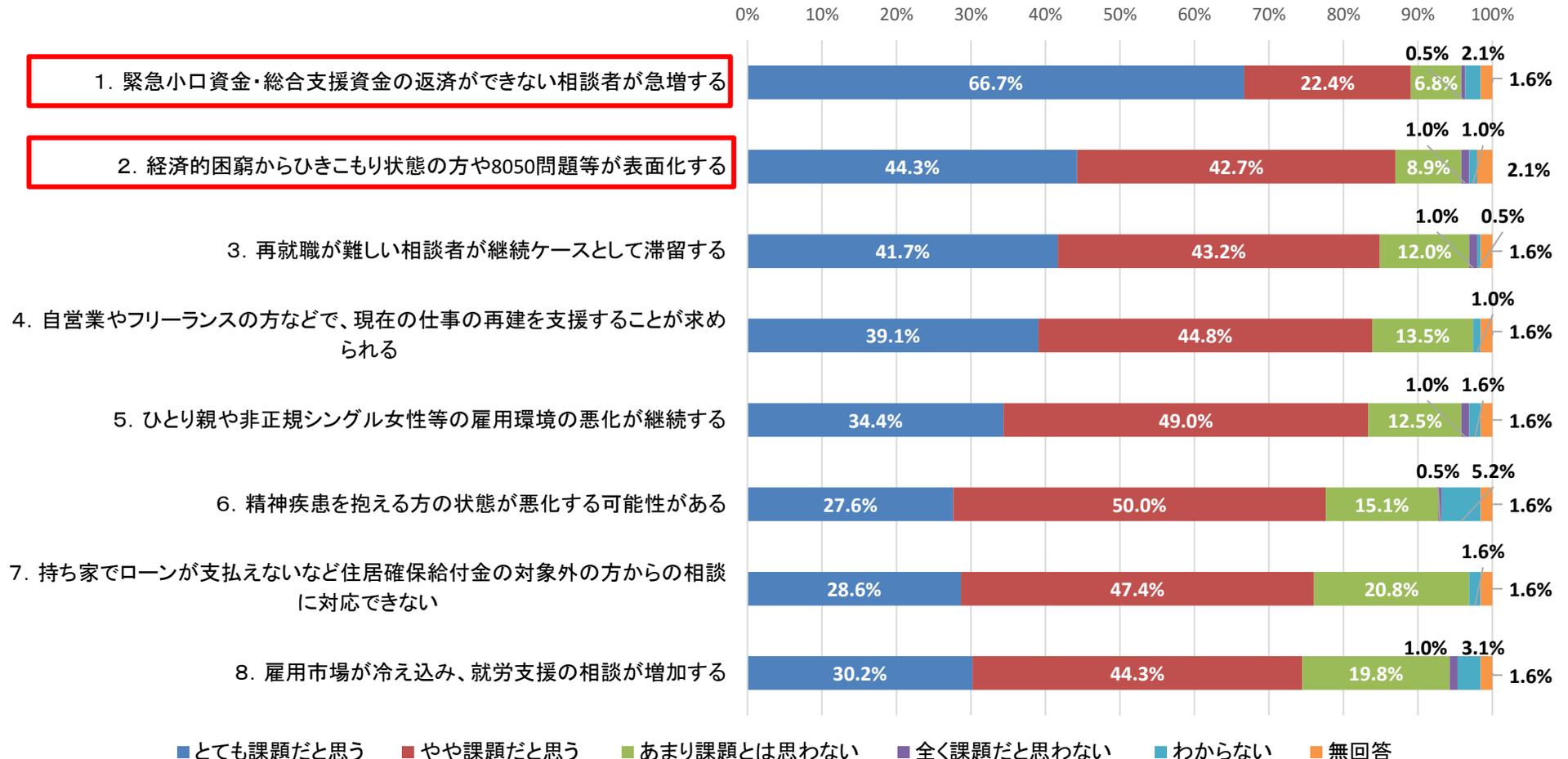
人口規模別の割合



※ 令和3年度社会福祉推進事業「新型コロナウイルス感染症等の影響を踏まえた生活困窮者支援のあり方に関する調査研究事業」アンケート調査速報値（北海道総合研究調査会）

新型コロナウイルス感染症による相談支援への影響と課題について

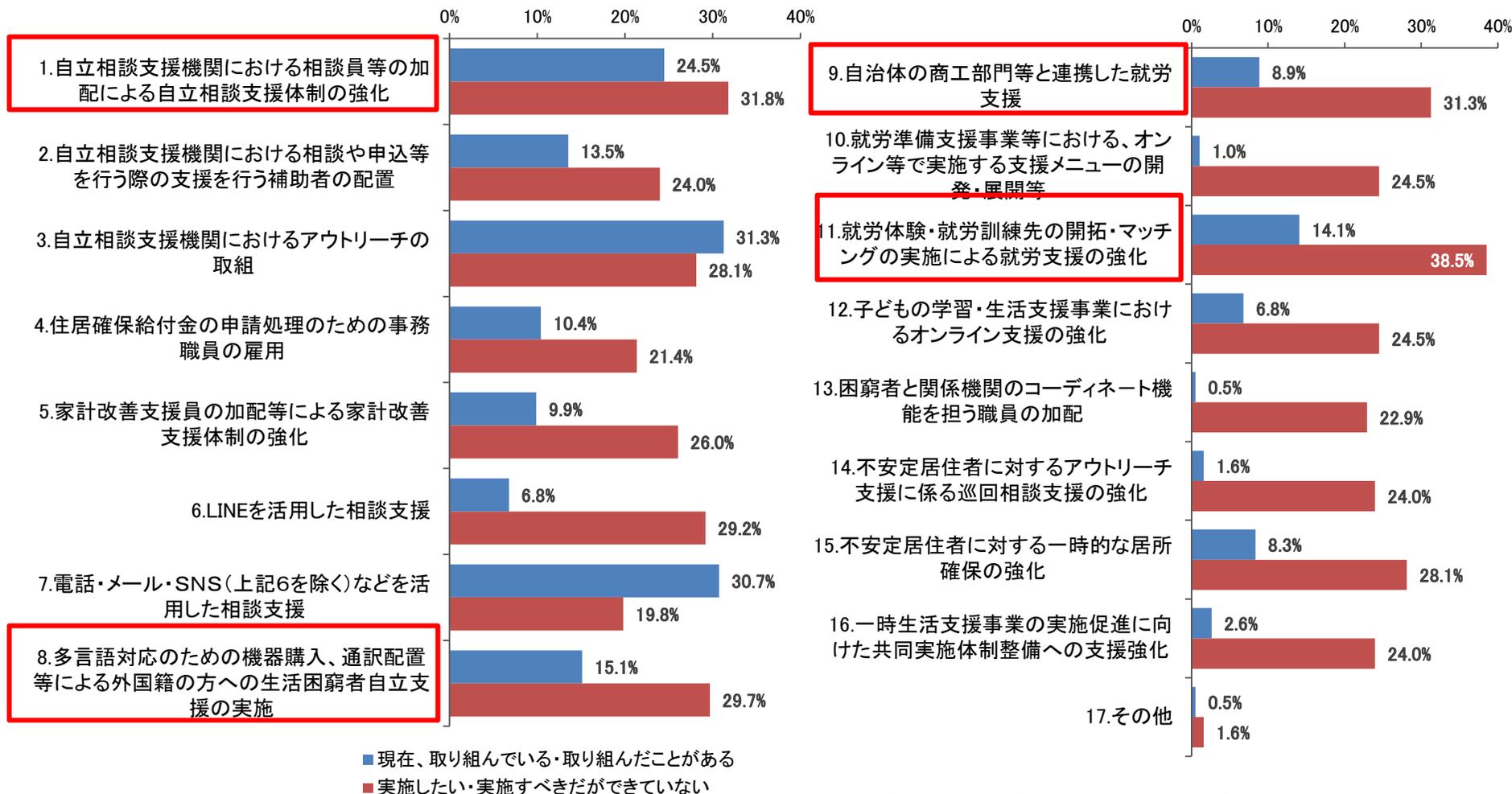
- 「緊急小口資金・総合支援資金の返済ができない相談者が急増する」、「経済的困窮からひきこもり状態の方や8050問題等が表面する」については、9割弱の自治体が課題と感じている。



※ 令和3年度社会福祉推進事業「新型コロナウイルス感染症等の影響を踏まえた生活困窮者支援のあり方に関する調査研究事業」アンケート調査速報値（北海道総合研究調査会）
「とても課題だと思う」と「やや課題だと思う」の合計が多い順に8項目を抜粋

機能強化の取組状況

○ 「実施したい・実施すべきだができていない」ものとして、「就労体験等による就労支援の強化」「自立相談支援体制の強化」「商工部門等と連携した就労支援」「外国籍の方へ生活困窮者自立支援の実施」の割合が高い。



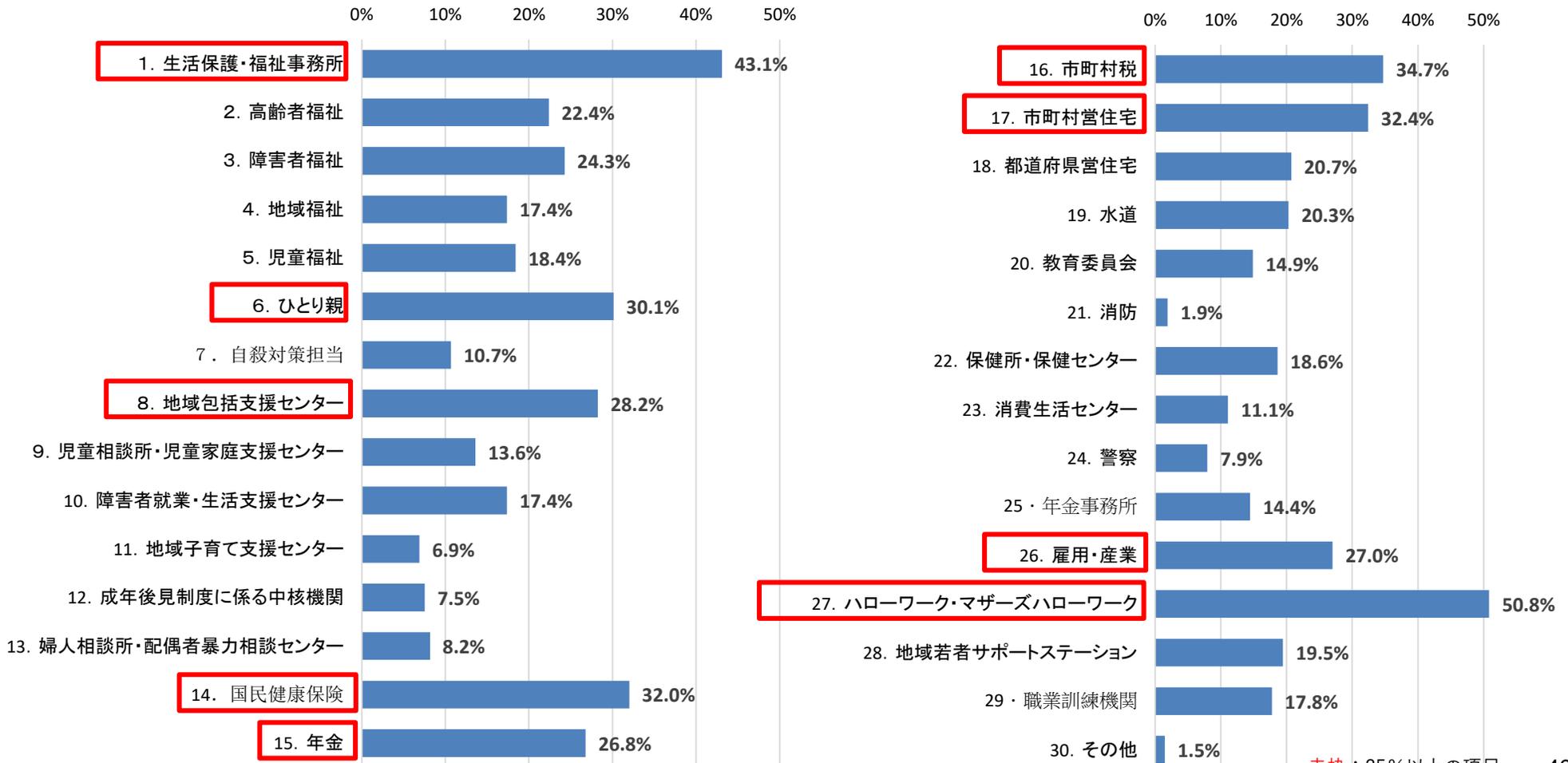
※ 令和3年度社会福祉推進事業「新型コロナウイルス感染症等の影響を踏まえた生活困窮者支援のあり方に関する調査研究事業」アンケート調査速報値（北海道総合研究調査会）

新型コロナの影響により新たに連携を強化した機関・分野について①

- 生活保護・福祉事務所やハローワークとの連携強化が多いものの、その他にもひとり親、地域包括支援センター、税・保険部局、市町村営住宅、雇用・産業など、幅広い分野で新たに連携強化が図られた。

※ 令和3年度社会福祉推進事業「新型コロナウイルス感染症等の影響を踏まえた生活困窮者支援のあり方に関する調査研究事業」アンケート調査速報値（北海道総合研究調査会）

行政機関



赤枠：25%以上の項目

都道府県研修の実施について

令和3年度以降の生活困窮者自立支援制度支援員研修について

○令和2年度より、人材養成研修の実施主体が一部、都道府県に移管されました。

○これまでも、地域課題に応じた研修など任意の都道府県研修を実施している自治体は多くありました。都道府県が行う後期研修のみではなく任意の都道府県研修の継続、国研修に参加できなかった新任者等を対象とした基礎研修を含め、都道府県内の課題を踏まえて都道府県において生活困窮者支援に携わる人材を養成して頂くようお願いいたします。

○都道府県で研修を実施することにより、地域の実情に応じたより実践的な研修の実施が可能となるとともに、地域づくりや管内市町村の横のつながりが生まれ、支援員のバーンアウトを防ぐことにも役立ちます。長期的には都道府県の市町村支援や担当者負担の軽減につながるものですので、積極的に取り組むようお願いいたします。

令和3年度以降の生活困窮者自立支援制度 各研修の位置づけ整理

国研修（前期研修）の位置づけ

- 対象者
これまでの国研修と同じく、支援員（自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業）に着任した初任者を対象とする。
- 研修内容
 - ・ 初任者向けの基礎的な研修と位置づけ、制度の理念や支援員の基本姿勢や役割などを伝える。

※本日の主な説明は
修了証要件を満たすための
都道府県研修に係る内容

修了証要件を満たすための都道府県研修（後期研修）の位置づけ

- 対象者
 - ・ 原則として、国研修(前期研修)を修了した者が対象
 - ・ なお、近隣自治体同士のネットワークや情報共有を目的の1つとしていることから、現任者や生活困窮者支援以外の支援員(生活保護、障害、介護、地域共生等)、自治体職員と一緒に研修を開催したり、既存の他分野の研修と合同で実施することも望ましい。
- 研修内容
 - ・ 実践的な学びを深め、近隣自治体同士の交流を深めることを目的とする。

従来型の任意実施の都道府県主催研修の位置づけ

- 対象者
 - ・ 研修内容に応じて都道府県が自由に設定可能。
 - 研修内容
 - ・ 新任者研修、経験者フォローアップ研修など。
- ⇒ 令和3年度以降も、各都道府県独自の研修として、引き続き実施されたい。

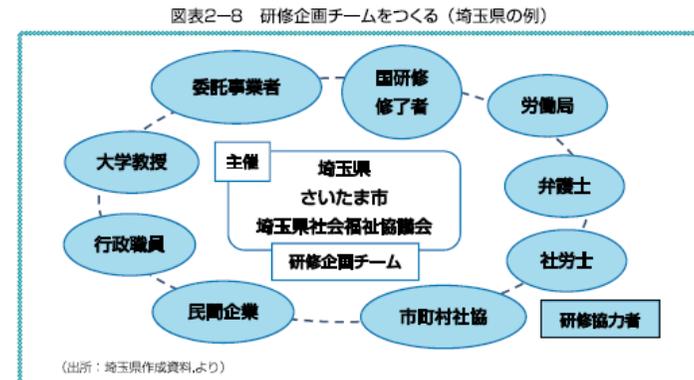
① 研修の実施方法の要件

1. 参加型研修の形式を取り入れること

- 生活困窮者自立支援制度の支援員の中には、少人数や一人職場の支援員も多く、職場内で支援技術を向上したり、ノウハウを習得することが難しい人も多い。
 - このため、支援員から寄せられる意見として、他自治体の取組を知りたい、相談できる仲間を作りたいといった意見が聞かれる。
- ⇒ 座学中心の研修ではなく、事例検討やグループワーク、意見交換会等、受講者同士の交流を図ることができる参加型研修を導入することで、支援員同士の横のつながりを生み、「困った時に相談し合える」関係性を構築することが望まれる。

2. 研修企画チームをつくり企画・立案すること

- 都道府県職員だけでなく、国研修修了者及び県内の各種支援員や連携機関等とチームで研修を企画・運営する。
- ⇒ 現場の支援員とともに検討することによって、現場の実情に沿ったテーマが提案されたり、参加型研修が円滑に進むことが期待できる。また、研修企画チームを中心に、研修実施協力者を募っていくプロセスそのものが、「地域づくり」につながっていく。



(参考)「都道府県研修実施のための手引き」から引用

3. 制度の理念と基本姿勢を伝えること

- 日々の業務の中では振り返ることを忘れてしまうこともあることから、国研修(前期研修)を踏まえ、都道府県研修でも改めて制度の理念や基本姿勢に立ち返るようにすることが重要。
- ⇒ 研修を通して、支援員が制度の理念や基本姿勢を再認識できる機会を提供する。

② 開催時間の要件

- 開催時間は1日7時間で計10.5時間以上の開催とする。(カリキュラム例は7ページ参照)
 - 複数回に分けて開催し、計10.5時間以上とすることも可能。
- ⇒ 複数回に分けて実施することで、受講者同士の継続的な交流を図り、ネットワーク構築を円滑にする効果も期待できる。

◆実施上の工夫

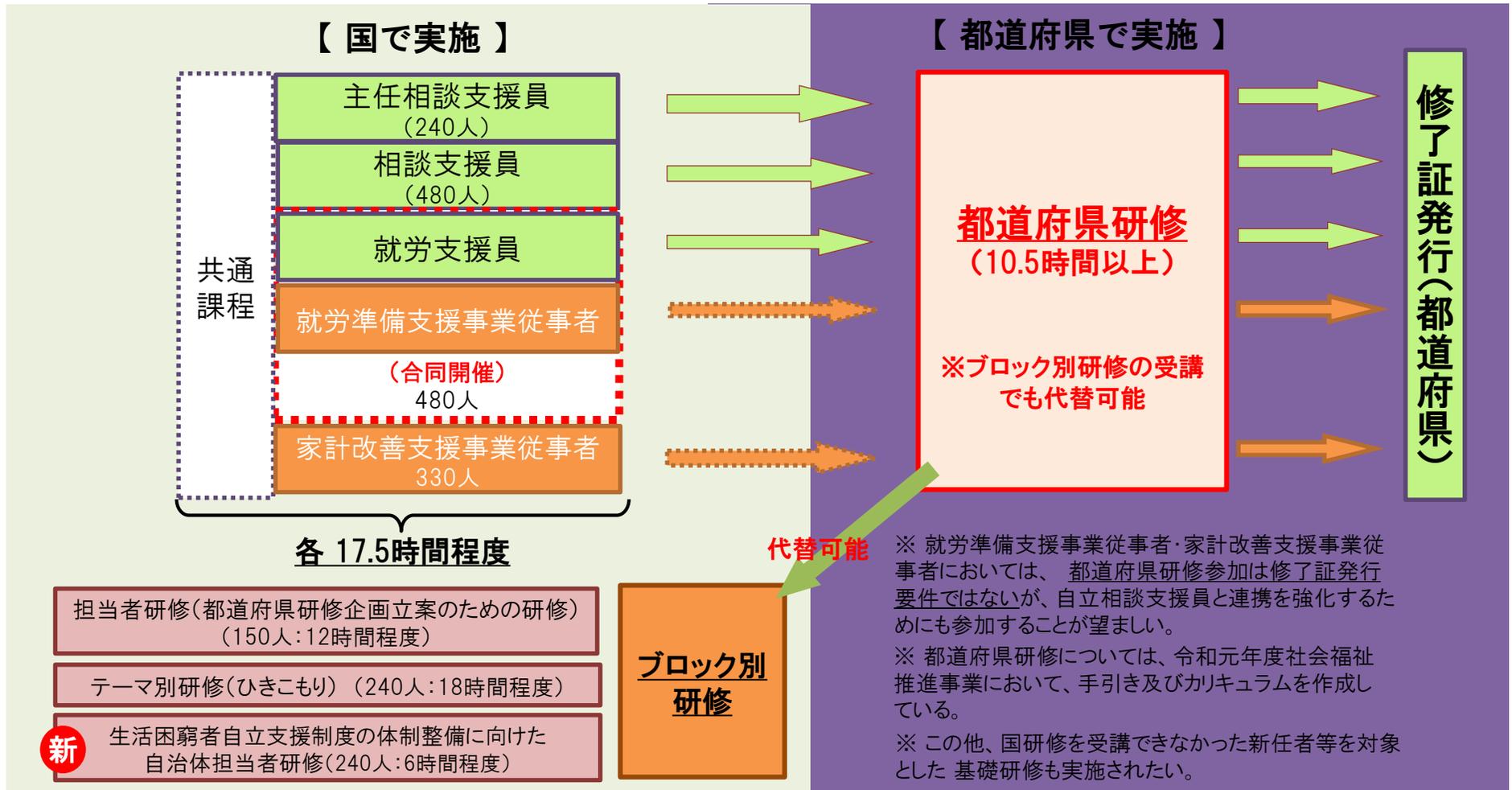
- みずほ情報総研株式会社による、令和元年度社会福祉推進事業「生活困窮者自立相談支援事業における都道府県研修実施のための手引」及び「生活困窮者自立相談支援事業における都道府県研修実施のための標準カリキュラム(2020年版)」を、研修の実施にあたっての参考とすることが考えられる。
 - 参照先 https://www.mizuho-ir.co.jp/case/research/pdf/r01konkyu2019_0102.pdf(手引き)
 - https://www.mizuho-ir.co.jp/case/research/pdf/r01konkyu2019_0103.pdf(カリキュラム)
- ・「生活困窮者自立支援情報共有サイト～みんなつながるネットワーク～」(一般社団法人全国生活困窮者自立支援ネットワーク)には上記の手引き等で示された各種教材データが掲載されており、活用いただきたい。
 - 参照先 <https://minna-tunagaru.jp/manabi/>
- 研修対象者は原則として国研修(前期研修)を修了した者としているが、現任者や生活困窮者支援以外の支援員、自治体職員と一緒に研修を開催したり、既存の他分野の研修と合同実施することは、
 - ・ 他部局との連携強化にもつながるものであり、自立相談支援窓口につながっていない生活困窮者を確実につなげることにつながる
 - ・ 研修を通して経験豊富な現任者が新任者へアドバイスをするといった関係づくりにつながるといった効果が期待できることから、人数規模にかかわらず、積極的に実施を検討されたい。
- 生活困窮者支援では「地域づくり」が重要な視点であることから、管内自治体内のヒト・モノ・コトの社会資源の開拓や、無い場合には新たに生み出していくための社会資源開発の手法など、地域づくりを進めるために必要なことを確実に学ぶことが重要である。そのため、管内自治体における社会資源の活用の現状を把握し、地域の実践者による講義・演習を実施するなど、地域の独自性を生かした研修内容とすることが望まれる。
- 研修内容は、各地域の人数規模や抱える課題、地域づくりの現状等により、望ましい研修のあり方が異なることから、研修企画チームにおいて多様な意見を取り入れるとともに、受講者アンケートの実施等により研修の振り返りを行い、適切な内容について検討を深められたい。

◆ブロック別研修について

- 令和2年度以降は、後期研修部分は各都道府県により実施することが原則であるが、修了証発行要件を満たす研修の開催が困難、もしくは予定が合わない等で都道府県研修に参加できない場合には、ブロック別研修の受講をもって後期研修の修了とすることも可能である。
- ブロックは、①北海道・東北、②関東・甲信越、③東海・北陸、④近畿、⑤中国・四国、⑥九州・沖縄を想定。
- ブロック別研修は、国の委託事業として「一般社団法人 生活困窮者自立支援全国ネットワーク」により実施。
- ブロック別研修も都道府県研修と同様に、本制度の理念を伝え、支援員同士の交流が図れるような研修カリキュラムとし、10.5時間以上の実施とする。
- 開催にあたっては、各都道府県ごとの輪番制を導入し、委託先と連携しながら幹事自治体を担っていただくことも想定しているが、開催に係る諸経費(会場費、講師旅費・謝金)は原則として国が負担する。ただし、研修受講者に係る旅費は、国研修と同様の取扱いとする。

修了証要件を満たすための研修における国・都道府県の役割分担について

- 国研修は、共通課程と職種別の研修から構成され、国研修・都道府県研修の受講後、都道府県より修了証が発行される（資格要件ではない）。
 - ※ 就労準備支援事業従事者・家計改善支援事業従事者においては、都道府県研修参加は修了証発行要件ではない。
- この他、国においては、都道府県職員を対象とした「都道府県研修企画立案のための研修」や、行政職員や支援者を対象とした「テーマ別研修」、「体制整備に向けた自治体担当者研修」を実施している。



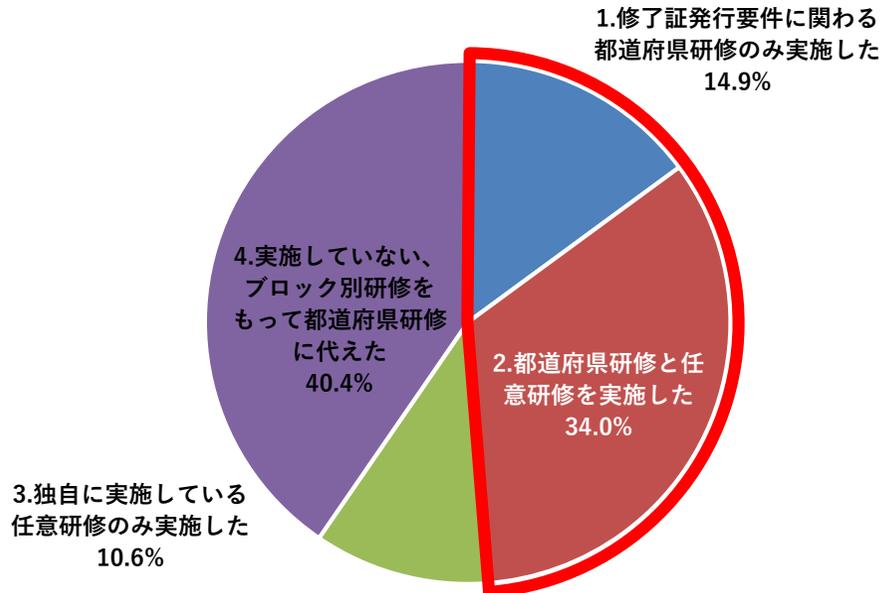
都道府県研修（後期研修）の実施状況

○ 修了証を発行するためには、以下①～④の全ての要件を満たす必要がある。

- ① 参加型研修の形式を取り入れること
- ② 研修企画チームをつくり企画・立案すること
- ③ 制度の理念と基本姿勢を伝えること
- ④ 開催時間は計10.5 時間以上とすること

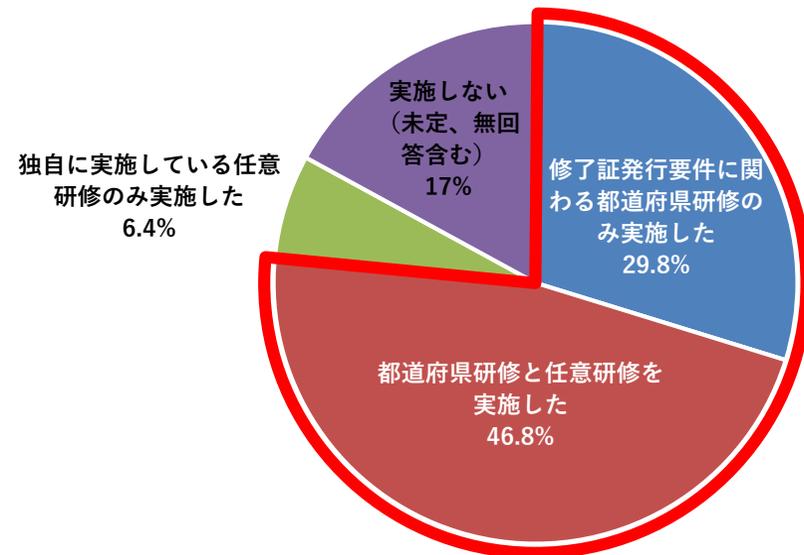
※ 新型コロナウイルス感染症の状況により、上記の要件を満たすことが困難であること等も想定されるため、修了証発行要件となる都道府県研修については、ブロック別研修により代替することも可能。

令和2年度の実施状況



48.9%が修了証発行要件となる都道府県研修を実施

令和3年度の実施予定



76.6%が修了証発行要件となる都道府県研修を実施予定

修了要件を満たすための都道府県研修カリキュラム(例)

形態	テーマ(例)	内容
講義	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 生活困窮者自立支援や関係する福祉制度等についての行政説明・取組紹介 (生活保護、障害福祉、法テラス(法律相談)等) ◆ 社会資源の活用とネットワークづくり (各自治体の取組の現状について情報共有) ◆ 時勢に合わせたテーマ(8050、依存症対策等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・設定したテーマごとに最適な専門職や関係者が講師を担当する。(研修企画チームを中心として研修実施協力者を募っていくプロセスを意識すること) ・講義終了後に、グループごとに感想の共有をするなどの振り返りの時間を設け、受講者の考えを深めることが望ましい。
演習	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 相談支援の流れと支援手法について (実際の相談支援の流れのデモンストレーション) ◆ 支援困難事例の検討 (参加者がこれまでに経験した事例を元にする) 	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な事例を元に演習し、支援のあり方について考えを深める。なお、事例は参加者から事前に集めたものを元に構成することが望ましい。 ・個人ワークやグループワークを実施し、各自の考える支援策について意見交換。協力して支援プランを作成し、発表する等の方法が考えられる。
まとめ	研修全体のまとめ	<ul style="list-style-type: none"> ・ワールドカフェ形式等により、「生活困窮者支援で今後取り組みたいこと」を自由に情報共有。 ・最終的に、持ち帰って実行したいことを参加者各自でまとめ、考えを深める。

<ポイント>

※上記内容はあくまで一案であり、上記構成を参考に、研修企画チームにおいて必要な研修内容を検討いただきたい。

- 都道府県研修は「実践的な学びを深め、近隣自治体同士の交流を深めること」を目的としていることを意識して、内容を設定すること。
 - ⇒ ・講義を実施する場合でも、座学のみで終わることなく、グループワーク等により受講した内容についての考えを深め、参加者間で意見交換する時間を設けるといった構成とすることが望ましい。
 - ・それにより、支援員同士が支え合うネットワーク構築を図ることが重要であり、支援員のバーンアウトを防ぐことにつながる。
- 生活困窮者自立支援制度の担当者以外も参加する場合には、特定の職種に偏ることなく、参加者みんなが活発に意見交換できる研修内容となるよう留意すること。
- 研修全体を振り返るためのまとめの時間をしっかり確保し、参加者間の関係づくりを促すとともに、参加者一人ひとりが今後どのように担当業務に学びを生かしていくか、考えを深める流れを丁寧に講じること。
- 時間数については10.5時間以上を要件としているところ、10.5時間は最低限度の時間数であることを踏まえて、研修目的や内容に応じて必要な時間数を適切に確保されたい。

生活困窮者自立支援制度における人材養成研修事業

令和4年度予算案(令和3年度予算額)
67,116千円(67,116千円)

- 自立相談支援機関の各種支援員は、生活困窮者の抱える複合的な課題を的確に評価・分析し、関係機関とも連携しながら包括的な支援を行うことが求められることから、幅広い支援技術が求められる。また、就労準備支援担当者は多様なメニュー作りや企業開拓のほか、家計相談支援員は家計の視点からの専門的な方策の提供にかかる知識が求められる。
- このような、知識やスキルを有する支援員を確保するためには、質の高い人材の養成が重要となる。
- 平成30年の法改正によって市などの職員に対する研修が都道府県に対して努力義務化されたことに伴い、令和2年度より、国及び都道府県が役割分担を図ったうえで、研修の実施主体を一部都道府県へ移管している。国においては、原則として初任者を対象にした研修を行い、制度や事業の基本的な考え方や支援技術について講義・演習を行うこととした。
- **令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症により集合型研修の開催が難しく、また、これまでの生活困窮者像とは異なる相談者の支援を支援経験が少ない者も実施することが求められる状況が生じている。このため、今後同様の状況が生じた場合においても、全国で同一水準の研修を受けられる機会を確保するため、映像教材やe-learning教材を作成する。**
- 各自治体における困難事例や知見不足に対し、広域実施主体である都道府県の生活困窮者担当部局において、支援員を支える仕組みづくりや実践例の紹介とあわせて、スーパーバイズを行うことの重要性やその基本的な手法について映像教材を作成する。

令和4年度研修実施計画(案)

研修名	日数	受講人数(予定)
自立相談支援事業従事者養成研修事業 (主任相談支援員研修、相談支援員研修)	2.5日間	250人(主任)
		500人(相談)
就労支援員・就労準備支援事業従事者研修	2.5日間	500人
家計改善支援事業従事者研修	2.5日間	300人
担当者研修(都道府県研修企画立案のための研修 前期・後期)	2日間	各150人
テーマ別研修(孤独・孤立、ヤングケアラー研修)	2日間	各250人
生活困窮者自立支援制度の体制整備に向けた自治体担当者研修	1日間	250人

※令和4年度も引き続き、全国で同一水準の研修を受けられる機会を確保するため、オンデマンドやライブ配信等の活用を予定



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

ご清聴ありがとうございました